

基本計画

(令和元年度～令和10年度)

令和6年3月改定
公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団



はじめに

財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団(以下「財団」という。)は、平成7年3月に設立され、調布市文化会館たづくり(以下「たづくり」という。)と調布市グリーンホール(以下「グリーンホール」という。)の施設管理運営とともに、両施設を拠点として、文化芸術の振興や地域コミュニティの活性化等に取り組んできました。

平成18年度には、公共施設の指定管理者制度が導入され、財団は、たづくりとグリーンホールの指定管理者として、公共サービスの質の向上と維持管理コストの縮減に取り組み、また公益法人改革を受け、平成23年度からは公益財団法人として新たなスタートを切りました。

調布市では、平成27年11月に、市制施行60周年を迎え、これを契機に、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」が行われ、財団も市の監理団体として、同宣言の実現が重要な目標の一つとなりました。

また令和元年度から、財団は、新たに調布市せんがわ劇場(以下「せんがわ劇場」という。)の指定管理者として指定されました。

これまで財団では、地域の多様な人材や団体と連携しながら、映像文化・メディア芸術事業、美術振興事業、生涯学習事業、地域コミュニティ活性化事業、芸術振興事業など、幅広い事業展開を行ってきました。

令和6年度からは、調布市国際交流協会の事業を継承し、国際交流や多文化共生のための事業にも取り組んでいきます。

本基本計画は、財団設立以来、積み重ねてきた成果を確実に継承しながら、新たな社会の変化に対応できるよう、事業の枠組みを再構築したものです。財団内部での連携はもとより、地域や外部の専門人材との連携を深めながら、基本計画に基づく事業を着実に実践していくことで、文化芸術の振興と地域コミュニティの活性化を実現していきます。

第1部	基本計画の策定にあたって.....	2
1	計画策定の背景.....	2
2	基本計画策定のポイント.....	5
3	財団の基本理念と各施設のミッション・ビジョン.....	6
第2部	事業運営.....	16
1	事業成果指標一覧.....	16
2	共生社会の充実に向けた取組.....	17
3	映像文化・メディア芸術事業.....	19
4	美術振興事業.....	22
5	生涯学習事業.....	24
6	文化祭事業.....	26
7	地域コミュニティ活性化事業.....	27
8	活動支援事業.....	29
9	市民との連携事業.....	31
10	芸術振興事業.....	32
11	国際交流事業.....	44
12	広報宣伝活動／会員制度.....	47
第3部	施設運営.....	49
1	施設管理運営.....	49
2	防火・防災計画.....	57
第4部	組織運営.....	59
1	組織.....	59
2	人材育成.....	62
5	労務管理.....	68
6	コンプライアンス.....	71
7	収支計画・自主財源拡充の取組.....	73

第 1 部 基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

(1) これまでの経緯

財団は、平成7年3月に設立されて以来、たづくりとグリーンホールの施設管理運営とともに、両施設を拠点として、文化芸術の振興や地域コミュニティの活性化等に取り組んできました。こうした実績を踏まえ、令和元年度から、せんがわ劇場の指定管理者に指定されました。

この間、調布市では、平成27年11月に「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」が行われ、財団も市の監理団体として、同宣言の実現が重要な目標の一つとなりました。

調布市基本計画では、財団は専門性やノウハウを生かして、調布市と共に文化芸術を推進し、3施設の効果的・効率的な事業運営を行っていくことが位置づけられています。

本基本計画は、国や東京都、調布市の文化施策の動向など社会の変化に対応した上で、地域の多様な人材や団体と連携しながら、たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の機能を最大限に発揮する事業の方向性を示したものです。

(2) 財団を取り巻く環境の変化

①国や都の動向

文化芸術基本法の改正

平成29年に、従来の「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」として改正され、平成30年には、同法に基づき文化芸術推進基本計画（第1期）（以下「第1期推進基本計画」という。）、令和5年に同計画（第2期）（以下「第2期推進基本計画」という。）が策定されました。同法では、文化芸術施策について、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携により、総合的に推進していくことが明確化されるとともに、書道、華道、茶道、食文化などの生活文化が新たに振興の対象となりました。これに伴い、第1期推進基本計画においても、文化芸術ならではの本質的価値だけでなく、文化芸術が社会経済の発展に寄与する社会的・経済的価値も活用しながら、文化芸術の振興を推進するものとされました。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定

平成30年に、文化庁と厚生労働省の共管により、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（以下「障害者文化芸術活動推進法」という。）が制定されました。同法は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本理念に基づき、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することによって、障害者の個性と能力が発揮され、社会参加が促進されることを目的としています。

その他の法改正等

その他、主要な法改正等としては、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光振興法）が令和2年に制定され、また文化財保護法が平成30年に、博物館法が令和4年に改正されています。これらの法改正では、文化財を中心に、文化芸術を観光などの経済振興に繋げていくことが重視されています。

東京都の動向

東京都では、令和4年3月に、「東京文化戦略2023～芸術文化で躍動する都市東京を目指して～」が策定されました。東京の将来像である「芸術文化で躍動する都市東京」を実現するため、「人々のウェルビーイングの実現に貢献する」、「人々をインスパイアする」、「芸術文化のハブ機能を強化する」、「持続性のある芸術文化エコシステムを構築する」の4つの戦略が示されました。

特徴としては、東京2020大会のレガシー継承とコロナ禍による影響を踏まえ、誰もが文化芸術を楽しめる環境づくり（文化芸術の社会的価値）が重視されていること、また、東京ならではの文化芸術のハブ機能を強化するため、アーティストや文化芸術団体が継続的に活動できる仕組みづくり（経済的自立性）が重視されていることが挙げられます。

②調布市の動向

調布市基本計画

調布市では、令和5年3月に調布市基本計画（令和5年度～8年度）が策定され、まちの将来像として「ともに生き ともに創る 彩りのまち調布」が掲げられました。このうち、「ともに生き」は、「共生社会の充実」、「人にやさしいまち」、「ともに創る」は、「共創のまちづくり」、「彩りのまち」は、「にぎわいとおいしいのまちづくり」、「ゼロカーボン」、「デジタル化」を意味しています。文化芸術に関する施策では、主として財団との連携を前提に、以下の基本的取組の内容が示されました。

施策20-1 市民の文化芸術活動の促進

文化芸術に触れる機会の確保
文化芸術に関する情報提供
多様な分野との連携と地域固有の文化資源の活用
文化芸術活動を通じた共生社会の充実
文化芸術を支える人材の育成

施策20-2 文化芸術施設の整備・運営

活動拠点となる施設の適切な維持管理・運営
新たな文化拠点施設の整備に向けた取組
文化施設3館の連携及び各施設のコンセプトを生かした効果的な施設運営

調布市の地域特性

調布市は、東京都西部の主要都市であることから、全国動向ほどではないものの、少子高齢化が進みつつあり、人口は令和12年の24万人強をピークに漸減していくものと見込まれています。その中で外国人人口は緩やかな増加傾向を見せており、令和3年に、4,550人程度となっています。今後日本人の少子高齢化が進んでいく中で、外国人人口比率の増加が予想され、多文化共生社会に向けた取組が次第に重要性を増していくと考えられます。

社会経済的な特性としては、令和2年の昼夜間人口比率が83.9%と典型的なベッドタウンであり、東京都心部への通勤・通学が多い状況にあります。ただし、都市農業、食品製造業、商業などの集積も一定程度あり、特に映像産業については、角川大映スタジオ、日活調布撮影所など有数の集積を誇っています。また、深大寺や神代植物園などの観光名所、味の素スタジアム、武蔵野の森総合スポーツプラザなどの大規模スポーツ拠点を擁するほか、水木しげるとのゆかりもあり、都市観光資源の集積があります。

少子高齢化の進展が見込まれる中で、都市型の地域コミュニティをいかに維持・再生していくかは、調布市の文化芸術振興にとって重要な視点です。一方で、調布市が都心部への交通の便が非常によいベッドタウンであることは、市民の文化芸術の鑑賞需要の多くが都心部に吸収されていることも示しています。このような状況の下、財団として意義のある事業はどのようなものか、検討していく必要があります。

(3) 基本計画の期間と位置づけ

基本計画の期間は、令和元年度から10年度の10年間であり、前期の最終年度である令和5年度に、後期に向けて見直しを行います。

		平成・令和（西暦）									
年度	31/元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	
基本計画	←				見直し	→					
たづくり・グリーンホール	←				第3期指定管理期間						→
せんがわ劇場	←				第1期指定管理期間			第2期指定管理期間			→

2 基本計画策定のポイント

(1) 調布市との連携

調布市基本計画では、財団は専門性やノウハウを生かして、調布市と共に文化芸術を推進し、たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の3施設の効果的・効率的な管理運営を行っていくことが位置づけられています。本基本計画は、こうした調布市基本計画の考え方を踏まえ、策定します。

また、今後、文化芸術基本法及び障害者文化芸術活動推進法に基づき、策定が予定されている(仮称)調布市文化芸術振興ビジョンを視野に入れ、積極的に対応していくものとします。

(2) 共生社会の充実

調布市では、東京2020大会を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため、「パラハートちょうふ つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち」を標ぼうし、様々な分野で取組を展開しています。財団においても同様の考え方に立ち、事業全体を通じて、共生社会の充実に向けた取組を行ってきました。本基本計画の策定にあたっては、国籍、年齢、性別、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、誰もが文化芸術に親しむことができるよう、様々なニーズに対応した事業を展開していくものとします。

(3) 3施設連携の推進

本基本計画の策定にあたっては、財団が持つ専門性やノウハウを生かしながら、たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の3施設を一体的に活用し、事業相互の有機的連携を図ることが重要です。

本基本計画では、調布市との連携に加え、3施設の連携を図りながら、事業を展開していくものとします。

(4) 財団事業の成果の活用

財団では平成7年の設立以来、たづくりやグリーンホールを拠点に、映像文化・メディア芸術事業、美術振興事業、生涯学習事業、地域コミュニティ活性化事業、芸術振興事業など幅広い事業を展開するとともに、令和元年度以降は、せんがわ劇場において、演劇公演の制作をはじめ、様々な事業を行ってきました。この過程を通じて、文化芸術に関する専門性やノウハウを蓄積し、市民や地域との信頼関係を深めてきました。本基本計画の策定にあたっては、財団事業のこれまでの成果を最大限に活用するものとします。

3 財団の基本理念と各施設のミッション・ビジョン

(1) 財団の基本理念

財団基本計画（令和元年度～10年度）の前期の最終年度にあたり、財団を取り巻く環境の変化を踏まえ、後期の計画期間に向けて、基本理念に関する整理を行いました。

基本理念策定の考え方

国の第1期推進基本計画では、文化芸術は多様な価値を有しているとして、以下のように整理されました。

本質的価値

- ◆ 豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるための糧となるものであること。
- ◆ 国際化が進展する中であって、個人の自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものであること

社会的・経済的価値

- ◆ 他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するものであること。
- ◆ 新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するものであること。
- ◆ 科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものであること。
- ◆ 文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものであること。

文化芸術基本法の改正では、このような文化芸術が持つ社会的・経済的価値に対する注目を背景に、文化芸術単体の振興から、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野と有機的な連携による総合的な推進へと大きな方向転換が図られました。

第2期推進基本計画では、文化芸術の多様な価値について、第1期の考え方を基本的に踏襲し、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として、以下の4つの中長期目標を掲げています。

中長期目標 1

文化芸術の創造・発展・継承と教育・参加機会の提供（本質的価値の推進）

中長期目標 2

創造的で活力ある社会の形成（社会的・経済的価値の推進）

中長期目標 3

心豊かで多様性のある社会の形成（社会的・経済的価値の推進）

中長期目標 4

持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成
（社会的・経済的価値の推進）

文化芸術基本法は、地方自治体に対して、地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画を定めるよう規定しています。調布市ではこれを受け、同法に基づく（仮称）文化芸術振興ビジョンが策定される予定になっています。このため、財団では、第2期推進基本計画を踏まえ、調布市の（仮称）文化芸術振興ビジョン策定も視野に入れながら、基本理念に関する整理を行いました。

5つの基本理念

文化芸術の多様な価値を推進するため、財団では、5つの基本理念を策定しました。このうち、基本理念1～4については、第2期推進基本計画の中長期目標1～4に対応するものとして、一方、基本理念5については、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「劇場法」という。）が求める施設運営者のあり方や、指定管理者制度の趣旨に基づき、策定しています。

基本理念1 豊かな人間性を育む文化芸術の推進

文化芸術は、人々の創造性や感性を育み、人間が人間らしく生きるための糧となるものです。このような豊かな人間性を育む文化芸術の継承・創造・発展を推進します。

→中長期目標1（本質的価値の推進）に対応

基本理念2 地域の多様な特色を生かした調布ブランドの創造・発信

調布のまちでは、豊かな自然と歴史を背景に、多様な人材や団体が自主的な活動を営んでいます。それらを生かして調布ブランドを創造・発信し、ユニークで活力ある地域社会をつくります。

→中長期目標2（社会的・経済的価値の推進）に対応

基本理念3 誰もが参加できる創造・活動の場

国籍、年齢、性別、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、誰もが文化芸術を学び、親しみ、創造することができるよう、施設の内外で活動の場をつくります。

→中長期目標3（社会的・経済的価値の推進）に対応

基本理念4 文化プラットフォームの形成と地域コミュニティの活性化

地域の多様な人材・団体が対等な立場で連携・協働し、文化芸術や国際交流を推進するためのプラットフォームを形成します。また、この文化プラットフォームを通じて、人々がふれあい、交流し、多様性と活気のある地域コミュニティを形成します。

→中長期目標4（社会的・経済的価値の推進）に対応

基本理念5 利用者中心の弾力的な施設管理運営

施設の安全性と快適性を基本に、利用者のニーズを速やかに反映できる弾力的な施設貸出と維持管理を行います。

→劇場法が求める施設運営者のあり方、また施設の指定管理者としての基本姿勢

(2) 各施設のミッション・ビジョン

平成24年に成立した劇場法の前文には、「我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。」とあります。

この考え方の背景には、従来の公共文化施設が実施する事業について、施設の特性や地域のニーズ・課題が十分に反映されず、事業が自己目的化している実態に対する反省がありました。このため、劇場法の制定以来、事業の企画立案にあたっては、施設のミッション（社会的役割）とビジョン（目指すべき将来像）の明確化が求められるようになりました。

このような劇場法の考え方を踏まえ、財団では基本理念の下、管理運営する施設それぞれのミッション・ビジョンを設定しています。

財団が管理運営するたづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場には、それぞれ施設の特性があり、また地域のニーズや課題があります。これらを踏まえ、各施設のミッション・ビジョンを設定し、文化拠点としての機能を最大限に発揮し、持続的な事業展開を進めていきます。なお、施設管理運営のミッション・ビジョンについては、公共ファシリティマネジメントの考え方に基づき、一体的管理を行うため、3施設共通としました。

文化会館たづくり

ミッション

- 1 文化芸術の裾野拡大と普及**（基本理念1・3に対応）

文化会館たづくりは、40以上の貸出施設で構成され、様々な文化芸術活動ができる複合施設です。この文化会館たづくりを中心に、誰もが学習や鑑賞の機会に触れ、親しむことができるよう、幅広く普及啓発事業に取り組みます。
- 2 文化芸術の情報発信と提供の拠点**（基本理念3・4に対応）

人々が集い、つながる文化会館たづくりを拠点に、地域の文化芸術や生涯学習等に関する情報を積極的に収集・発信し、調布のまちの魅力を広くPRします。
- 3 多様性と活気のある地域コミュニティの形成**（基本理念3・4に対応）

人々のふれあい・交流の場をつくり、多様な文化や価値観を認め合い、共に生きる絆を深めることで、持続可能で活気あふれる地域コミュニティを形成します。
- 4 多様な人材・団体による持続的な連携と協働**（基本理念2・4に対応）

文化プラットフォームの形成と発展を通じて、文化芸術や国際交流のみならず、観光、まちづくり、福祉、教育、産業など関連分野における多様な人材・団体と持続的に連携・協働することで、ユニークで活力ある調布のまちをつくりまします。

ビジョン

- 1 誰もが自主的に活動できる文化施設**

文化会館たづくりは、文化芸術の公演・展示に限らず、生活文化や国民娯楽など幅広い文化芸術活動ができる施設を有しています。これら施設の機能を最大限に生かした美術展示や学習講座等の事業を行うとともに、誰もがいきいきと自主的に文化芸術活動ができる文化施設を目指します。
- 2 関係づくりの拠点となる文化施設**

対面によるコミュニケーション、広報紙等の紙媒体、ホームページ、SNSなど多様な手段を活用し、地域の文化芸術や生涯学習等に関する情報発信を多角的に行うことで、人と人がつながる、関係づくりの拠点となる文化施設を目指します。
- 3 地域共生社会の基盤となる文化施設**

国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人々が地域社会に参加できる機会をつくり、多文化・多世代の交流を促進することで、地域共生社会の基盤となる文化施設を目指します。
- 4 まちの価値を高める文化施設**

調布のまちには、古刹・深大寺、約40社もの映画・映像関連企業、水木マンガなど豊富な文化資源があります。これら文化資源を活用し、地域の多様な人材・団体との連携・協働の下、デジタル時代に対応した事業を展開することで、まちの価値を高める文化施設を目指します。

グリーンホール

ミッション

- 1 地域の特徴を生かした舞台芸術の創造（基本理念1・2に対応）
グリーンホールは、調布における舞台芸術の拠点であり、地域に根差した劇場の特色を生かしながら、企画性と新規性に富んだ舞台芸術を創造・発信します。
- 2 心豊かな生活を実現する文化体験の提供（基本理念1・3に対応）
劇場は心豊かな社会を実現するための基盤であり、市民ニーズと地域の課題を適切に把握しながら、音楽や伝統芸能をはじめ、劇場の内外で多様な鑑賞・体験事業を行います。

ビジョン

- 1 市民が集い、まちに活力をもたらす劇場
調布ゆかりのアーティストや桐朋学園大学などと連携を深めながら、国際的発信力のある音楽事業の展開を軸に、市民が集い、まちに活力をもたらす劇場を目指します。
- 2 あらゆる人々が参加し、共感できる劇場
子どもときから劇場に親しみ、また障害があっても舞台芸術を楽しむことができるよう、様々な方法により鑑賞・体験の機会を充実させ、あらゆる人々が参加し、共感できる劇場を目指します。

せんがわ劇場

ミッション

- 1 地域全体に向けた舞台芸術活動の展開（基本理念1・3に対応）
小劇場であるせんがわ劇場の特色を生かし、新たな舞台芸術の制作に取り組みながら、地域全体を劇場のステージと捉え、誰もが舞台芸術活動に参加できる機会をつくります。
- 2 次世代を担う実演家の育成（基本理念1・4に対応）
豊かな人間性と感性を育む舞台芸術を継承し、発展させていくため、せんがわ劇場の特色を生かした様々な人材育成・普及啓発事業を展開し、次世代を担う実演家を育成します。

ビジョン

- 1 地域の中で息づく劇場
芸術監督による演劇制作を起点に、舞台芸術の活性化を図りながら、せんがわ劇場から輩出された人材が、学校や福祉施設をはじめ、ニーズに応じて地域全体に出向き、交流を深めることで、地域の中で息づく劇場を目指します。
- 2 持続的に発展する劇場
せんがわ劇場に固有の人材育成の枠組みを推進するとともに、普及啓発のための公演やワークショップを幅広く実施することで、舞台芸術を次世代へ継承し、持続的に発展する劇場を目指します。

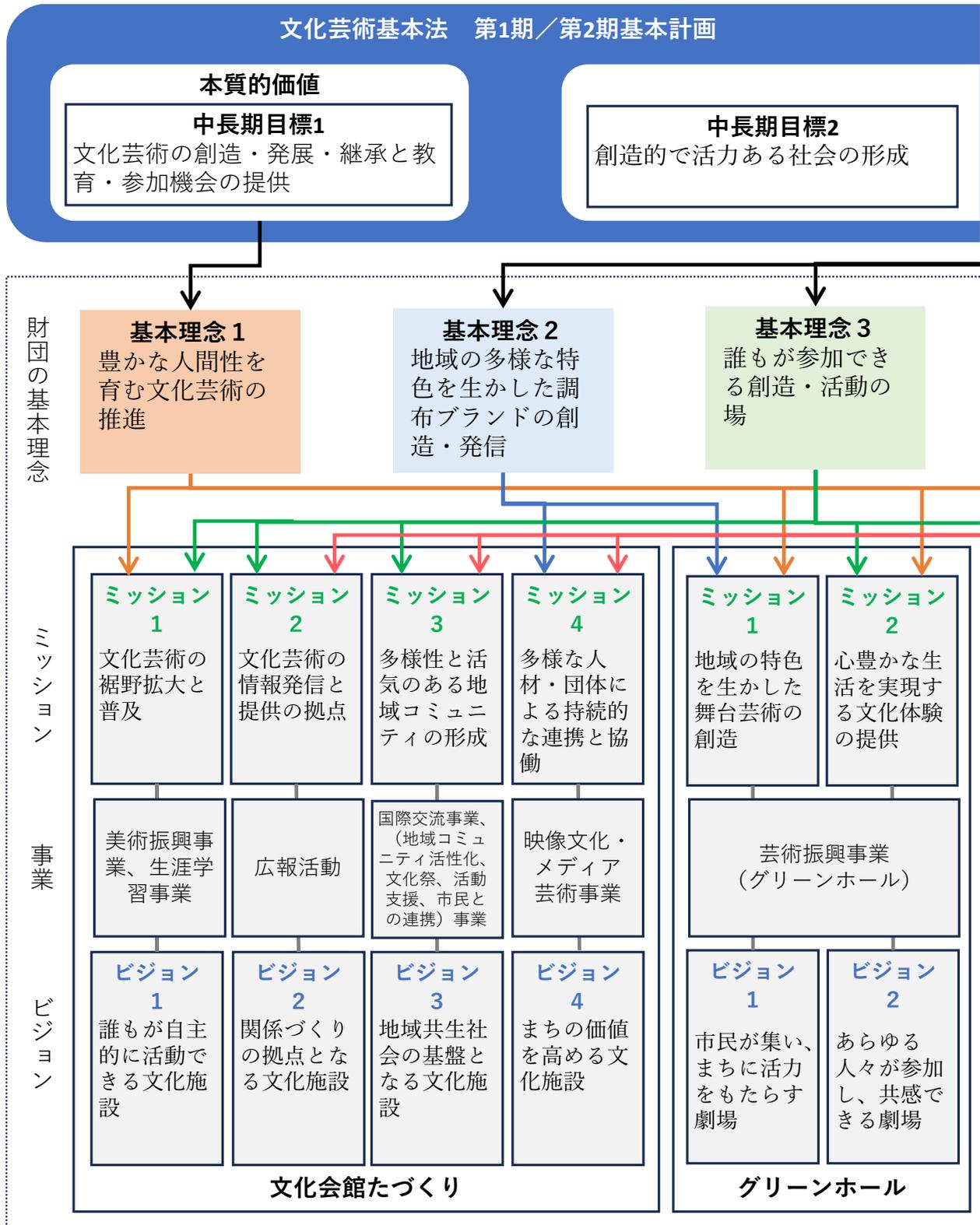
施設管理運営（3施設共通）

ミッション

- 1 利用者の声を反映させた施設づくり**（基本理念5に対応）
アンケートや窓口対応など多様な手段を通じて、利用者の声に耳を傾け、可能な限り反映させることで、誰もがアクセスでき、参加しやすい施設をつくります。
- 2 施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減**（基本理念5に対応）
少子高齢化等の社会変化により、今後ますます財政支出の縮減と平準化が求められます。適切な維持管理による施設の長寿命化と、徹底的な省エネルギー化等により、ライフサイクルコストの縮減に取り組みます。

ビジョン

- 1 人々が安心して集う施設**
利用者の様々な意見をもとに、施設設備のバリアフリーや、障害者対応・多言語対応などアクセシビリティ向上に加え、災害時の備えを充実させることで、人々が安心して集う施設を目指します。
- 2 効率的で持続可能な施設**
E S C O事業をはじめ、公民連携手法を取り入れた施設改修・維持管理を推進し、脱炭素社会を見据えた省エネルギー化に取り組むことで、効率的で持続可能な施設を目指します。



社会的・経済的価値

中長期目標3

心豊かで多様性のある社会の形成

中長期目標4

持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティの形成

基本理念4

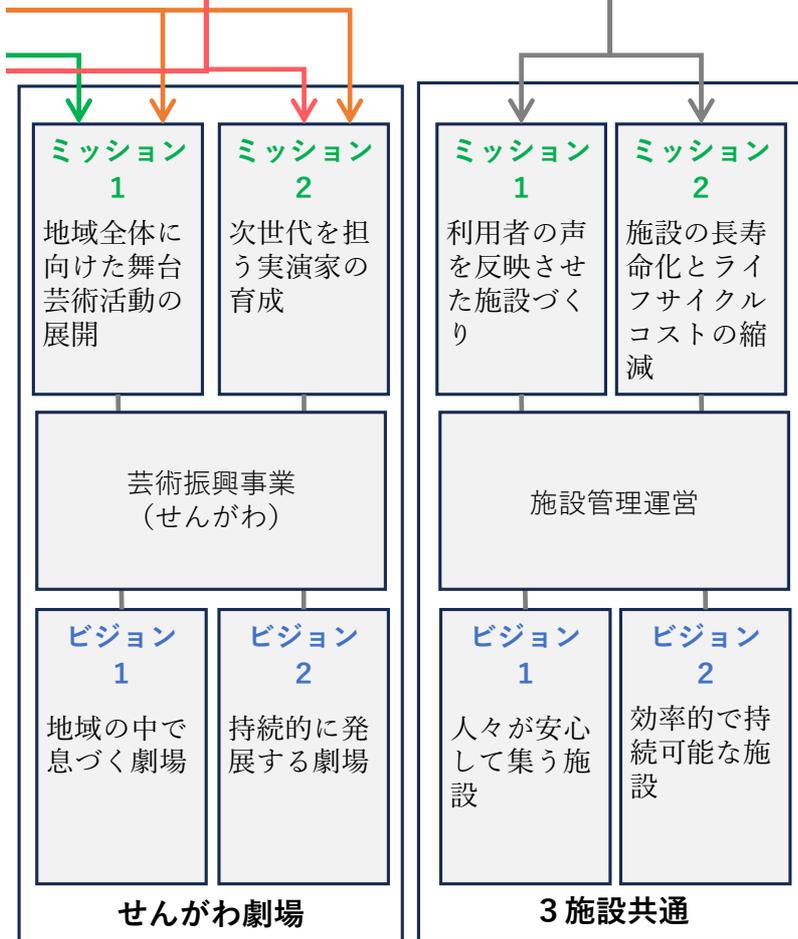
文化プラットフォームの形成と地域コミュニティの活性化

基本理念5

利用者中心の弾力的な施設管理運営

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（劇場法）／取組に関する指針

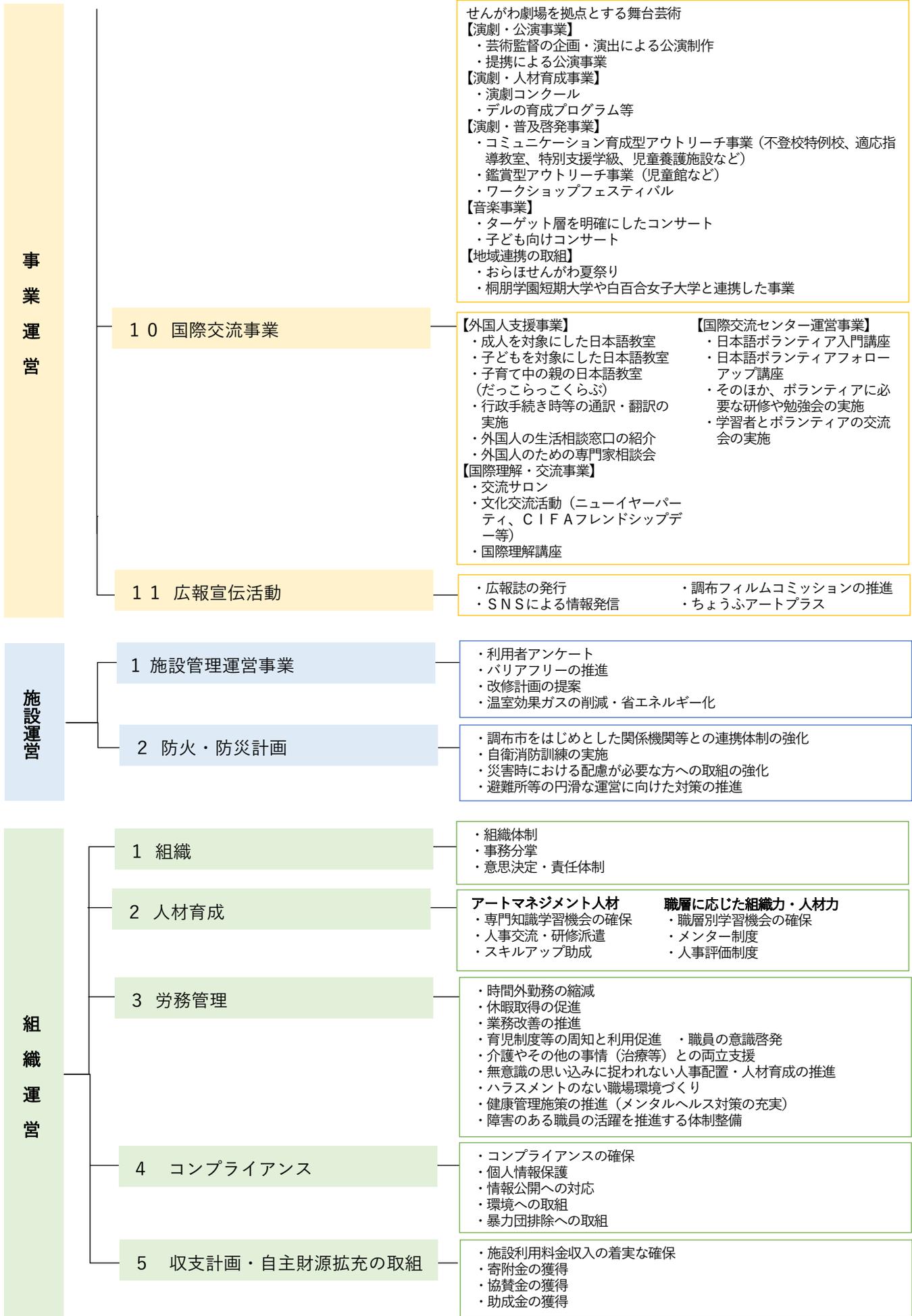
指定管理者制度の趣旨



(3) 事業の体系

事業名	具体的取組
1 共生社会の充実に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 【映像文化・メディア芸術事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・調布シネサロン ・調布シネマフェスティバル ・メディアアート（展示室+メディアアートラボ） 【美術振興事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・クリエイティブリユースでアート！ ・フィルム缶にアート！体験キットの貸出 ・展示室プログラム（仮称） 【地域コミュニティ活性化事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・調布よさこい 【音楽事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・調布国際音楽祭 ・インリーチ ・クリスマスコンサート 【古典芸能事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・落語公演 【舞踊】 <ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブダンス 【演劇事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・親と子のクリスマス・メルヘン ・ワークショップフェスティバル ・アウトリーチ 【施設管理運営】 <ul style="list-style-type: none"> ・館内アート展示 ・エレベーターホールアート
2 映像文化・メディア芸術事業	<ul style="list-style-type: none"> ・映画のまち調布 シネマフェスティバル ・調布シネサロン ・調布メディアアートラボ ・ゲゲゲギャラリー
3 美術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・展示室での企画展示 ・リトルギャラリーでの企画展示 ・クリエイティブリユースでアート！ ・フィルム缶にアート！体験キットの貸出 ・TAC(Tazukuri Art Communication) プログラム
4 生涯学習事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ちょうふ市民カレッジ ・提携講演会
5 文化祭事業	<ul style="list-style-type: none"> ・調布市民文化祭
6 地域コミュニティ活性化事業	<ul style="list-style-type: none"> ・調布よさこい ・出前よさこい ・調布市バラアート展との連携
7 活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ用具の貸出 ・サークルロッカーの貸出 ・印刷機の貸出 ・陶芸作品の施釉・焼成 ・後援事業
8 市民との連携事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ボランティア（CAS-ちょうふアートサポーターズ）
9 芸術振興事業	<p>グリーンホールを拠点とする舞台芸術</p> <ul style="list-style-type: none"> 【音楽・公演事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・調布国際音楽祭（バッハ・コレギウム・ジャパンやNHK交響楽団による公演／フェスティバル・オーケストラの公演／室内楽の公演／市内各所での無料演奏会） ・年間を通じた音楽事業（提携事業によるオーケストラやポピュラー公演） 【音楽・人材育成事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・調布国際音楽祭フェスティバル・オーケストラ ・地域とつながるアーティスト養成プログラム 【音楽・普及啓発事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じた音楽事業（バッハ・コレギウム・ジャパン公開リハーサルや桐朋学園オーケストラによる公演／本格的なクラシック公演／子どもの成長段階に合わせた音楽体験事業／市内小・中学校へ向けた体験型アウトリーチ活動／特別支援学校に向けたインリーチ事業／オープンスペースでの演奏会） 【古典芸能事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・劇場特性を活用した能・狂言、落語などの公演 ・字幕・手話、触る、感じるなど障害特性に配慮した鑑賞サポート付き公演 ・実演を体験するワークショップ ・小・中学校へ向けた体験・鑑賞アウトリーチ ・特別支援学校へ向けた体験・鑑賞インリーチ 【演劇・舞踊事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・調布市内保育園・幼稚園児童劇鑑賞教室 ・インクルーシブダンス・ワークショップ、発表会 ・ファシリテーターの育成

事業運営



第 2 部 事業運営

1 事業成果指標一覧

	事業名称	成果指標	基準値	令和 9 年度	
1	映像文化・メディア芸術事業	「映画のまち調布」を進める取組に満足している市民の割合	76.6% (令和 4 年度実績)	80.0%	
2	美術振興事業	展示（展示室・リトルギャラリー）アンケート「大変よい」の割合（満足度）	75.6% (令和 4 年度実績)	79.0%	
3	生涯学習事業	講座の満足度	67.7% (令和 4 年度実績)	70.0%	
4	文化祭事業	参加者数	28,440 人 (令和 4 年度実績)	35,500 人	
5	地域コミュニティ活性化事業	調布よさこいの参加団体数	35 団体 (令和 4 年度実績)	39 団体	
6	活動支援事業	コミュニティ用具の貸出件数	53 件 (令和 4 年度実績)	85 件	
7	市民との連携事業	C A S（Chofu Art Supporters）延べ参加者数	804 人 (令和 4 年度実績)	850 人	
8	芸術振興事業 (グリーンホール拠点)	調布国際音楽祭の協力者数（後援、協力、協賛、寄附団体数）	25 団体 (令和 4 年度実績)	56 団体	
9	芸術振興事業 (グリーンホール拠点)	子どもたちの文化芸術体験を支援する事業・取組の件数	3 件 (令和 4 年度実績)	10 件	
10	芸術振興事業 (せんがわ劇場拠点)	「せんがわ劇場を知っている」市民の割合（認知度）	65% (令和 4 年度実績)	70%	
11	芸術振興事業 (せんがわ劇場拠点)	当該年度中に活動したデル構成員一人あたりの事業参加者数	30.5 人 (令和 4 年度実績)	26.7 人	
12	国際交流事業	C I F A 会員数	493 人 (令和 4 年度実績)	800 人	
13	広報宣伝活動／会員制度	財団報ばれっとの市民認知率	64.9% (令和 4 年度実績)	75.0%	
14	施設管理運営	施設利用率	たづくり	ホール系 80% 会議室系 70% (令和元年度実績)	ホール系 81% 会議室系 71%
			グリーンホール	83% (令和元年度実績)	84%
			せんがわ劇場	90% (令和元年度実績)	91%
15	施設管理運営	温室効果ガスの削減（3施設合計）	3,307t-CO2 (令和元年度実績)	2,693t-CO2 以下	

2 共生社会の充実にに向けた取組

(1) 取組の趣旨

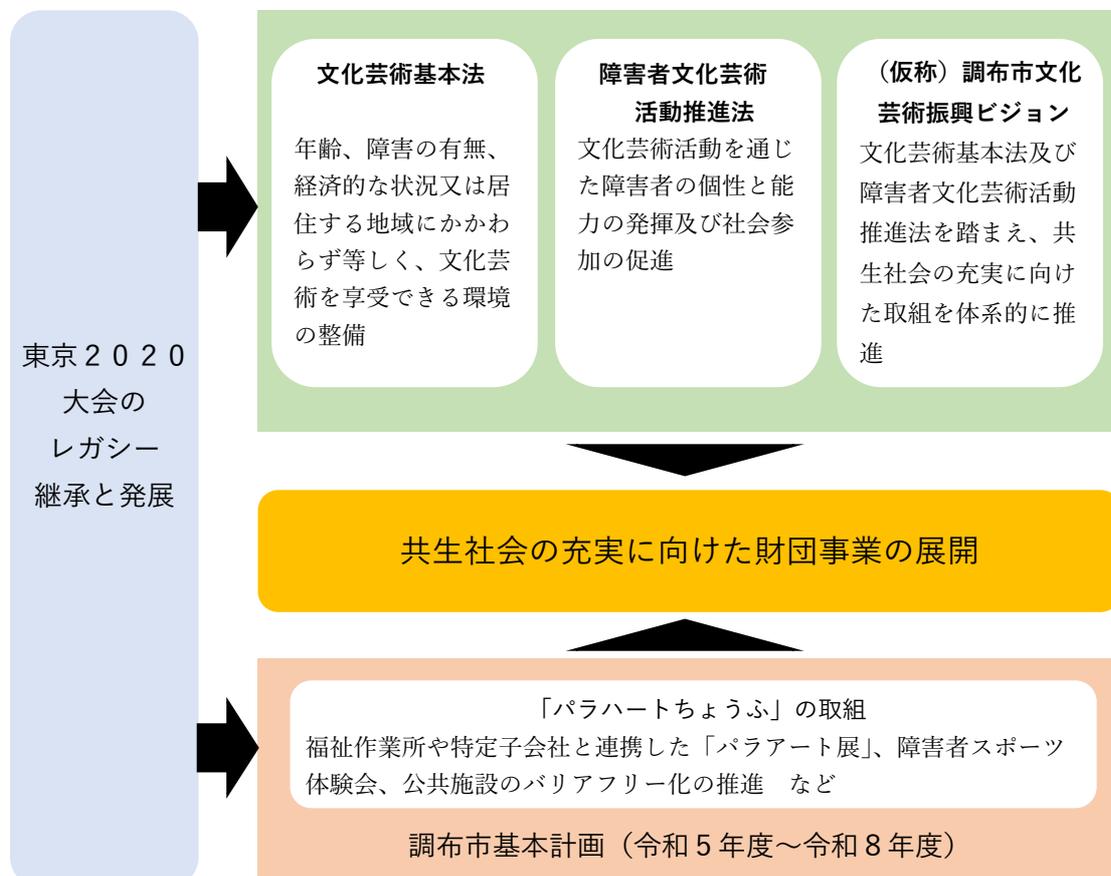
文化芸術基本法では、「国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく」文化芸術を享受することが基本理念としてうたわれ、同法に基づく第1期推進基本計画では、すべての国民があらゆる地域で文化芸術活動に触れられ、表現活動が活発に行われるよう、環境整備することが方針として示されました。

障害者文化芸術活動推進法では、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることが目的とされ、同法に基づく基本計画（第2期）では、障害者による幅広い文化芸術活動のさらなる促進、関係団体との連携による障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実、地域の障害者による文化芸術活動の推進体制の構築が目標として示されました。

調布市では、東京2020大会を契機として、「パラハートちょうふ」を標ぼうし、共生社会の充実に向けて、様々な分野で取組を展開しています。また策定が予定される（仮称）調布市文化芸術振興ビジョンでは、地域の文化資源を活用しながら、これら取組を体系的に推進していくこととされています。

財団においても同様の考え方に立ち、市内の特別支援学校や福祉施設など、地域の多様な団体と連携し、誰もが文化芸術に参加できる環境づくりを進めてきました。今後も、調布市の「パラハートちょうふ meets ART」と連携し、取組をさらに推進することが必要です。

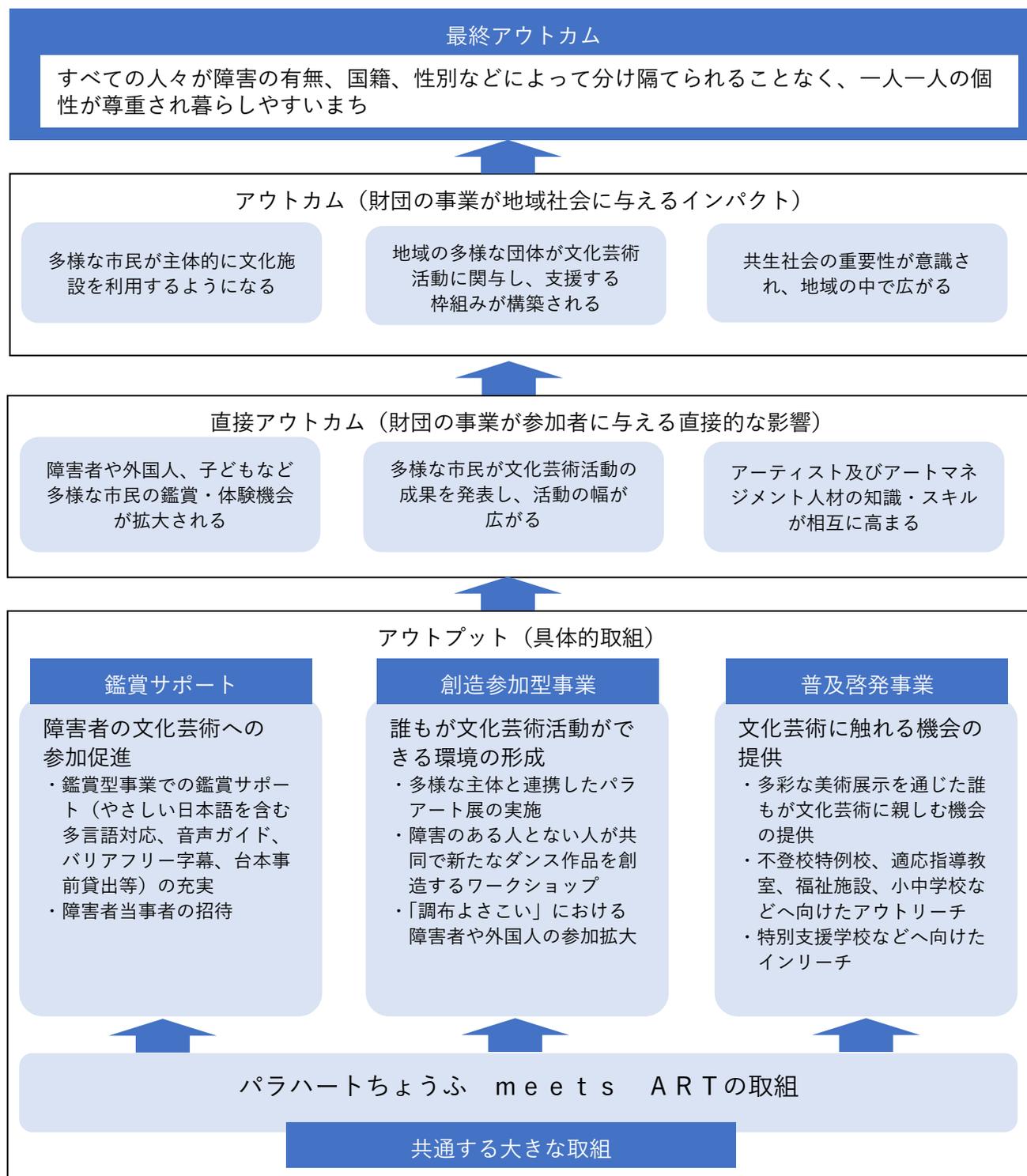
共生社会の充実にに向けた取組



(2) 今後の方向性・具体的取組

調布市と連携した「パラハートちょうふ meets ART」を共通する大きな取組としながら、各事業を実施し、全体の事業目標（最終アウトカム）である「一人一人の個性が尊重され暮らしやすいまち」の実現を目指します。

共生社会の充実にに向けた財団の取組『ロジックモデル』



3 映像文化・メディア芸術事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 地域の多様な人材・団体との連携により、「映画のまち調布」を推進し、まちの価値を高める。

②成果指標

「映画のまち調布」を進める取組に満足している市民の割合

76.6%〔令和4年度実績〕 ▶▶▶ 80.0%〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

①映画のまち調布 シネマフェスティバル

調布の映画祭の原点は、平成元年度に実施された「シネマフェスティバル・イン調布」にあり、その後、名称と所管の変遷を経て、平成28年度には28回目を数えるに至りました。

平成29年9月に、調布駅前にシネマコンプレックスがオープンしたことを契機に、これまで名作映画の上映中心であった映画祭のあり方を見直し、平成30年度に、40社以上の映画・映像関連企業が集積された「映画のまち調布」ならではのシネマフェスティバルとして、リニューアルしました。

この「映画のまち調布 シネマフェスティバル」では、日本映画人気投票でノミネートされた作品の中から、技術者などで構成された選考委員会の選考のもと、「映画のまち調布賞」を授与し、たづくり、グリーンホール、イオンシネマ シアタス調布で、受賞作品や投票上位作品をトークイベント付きで上映しています。

「映画のまち調布賞」は主として、映画の現場を支える技術部門（撮影賞/照明賞/録音賞/美術賞/編集賞）に贈られる賞であり、市民投票でノミネート作品を決定するのは、わが国では初の試みです。実施を重ねる中で、映画関係者や映画ファンの間で認知が広まりつつあり、「映画のまち調布」を推進するための中心的な事業となっています。本事業の知名度向上を通じて、映像文化の振興を図るため、関連企業等との連携・協働の枠組みをさらに強化することが必要です。



映画のまち調布 シネマフェスティバル
映画のまち調布賞 授賞式

②調布メディアアートラボ

映像文化・メディア芸術の多様な魅力を紹介するため、令和2年度から「調布メディアアートラボ」を開始し、ショートアニメーションやデジタル技術を活用したインタラクティブアートの体験型事業を実施しています。



メディアアートラボ

③調布シネサロン

「調布シネサロン」は、グリーンホールを主な会場に、気軽に映画を楽しむ機会を提供し、映画の魅力を再発見する上映会として実施しています。優秀映画鑑賞推進事業（共催：文化庁／国立映画アーカイブ）も活用しながら、幅広い世代へ向けて新旧の名作映画をバランスよく選定しています。活動弁士及び演奏付き無声映画上映も、ファン層を拡げつつあります。

単なる上映会にとどまらず、財団の他の事業やシネマコンプレックスとの相乗効果を生み出し、「映画のまち調布」の推進と、映画鑑賞者の裾野の拡大に努めています。今後は、シネマフェスティバルを含め、上映会情報を効果的に発信していく必要があります。



調布シネサロン 優秀映画チラシ



活動弁士と生演奏による
サイレント映画チラシ

④ゲゲゲギャラリー

たづくり1階の「ゲゲゲギャラリー」では、名誉市民 水木しげる氏の作品を紹介しています。



ゲゲゲギャラリー

(3) 今後の方向性・具体的取組

映画上映については、年齢や障害の有無等にかかわらず楽しめるよう、音声ガイド付き上映や日本語字幕付き上映、子ども向けに会場を明るめにした上映などバリアフリー化に取り組むとともに、必要とする方が利用できるよう、車椅子対応席や集団補聴システムといった設備・サービスに関する情報を適切に周知・広報します。

①映画のまち調布 シネマフェスティバル

「映画のまち調布 シネマフェスティバル」は、映画・映像関連企業が集積した調布ならではの映画祭であり、これら関連企業や調布市、市関連団体との連携・協働の枠組みを強化しながら、まちの価値を高める視点で長期的に取り組めます。シネマフェスティバル期間中は、3施設を一体的に活用しながら、トークイベント付き上映会のほか、関連展示やワークショップなど幅広い事業展開を図ります。また財団主催事業のみならず、各種映画事業情報の発信などを行い、シネマフェスティバル期間以外にも年間を通じて、「映画のまち調布」を推進します。

具体的取組

- 映画のまち調布 シネマフェスティバル

②調布メディアアートラボ

美術鑑賞事業など財団他事業と連携しながら、たづくりのエントランスホールなども活用し、メディア芸術に気軽に触れられる体験型事業を行います。

具体的取組

- 調布メディアアートラボ

③調布シネサロン

「映画のまち調布 シネマフェスティバル」や「調布国際音楽祭」など財団事業との連携を一層深め、事業情報を効果的に発信することで、映画鑑賞者の拡大を図ります。

具体的取組

- 調布シネサロン

④ゲゲゲギャラリー

調布市が実施する「ゲゲゲ忌」と連携し、たづくり館内の「ゲゲゲギャラリー」で水木しげる氏の作品を紹介します。

具体的取組

- ゲゲゲギャラリー

4 美術振興事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 地域の魅力を発信しながら、誰もが美術に触れ、親しむ機会を提供する。

②成果指標

展示（展示室・リトルギャラリー）アンケート「大変良い」の割合（満足度）

75.6%〔令和4年度〕 ▶▶▶ 79%〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

たづくりの展示室では、現代アートの新進作家を取り上げた自主企画展示を中心に、調布市文化生活スポーツ部文化生涯学習課や調布市武者小路実篤記念館などとの共催展示を実施しています。各展示では、T A C（Tazukuri Art Communication）プログラムとしてワークショップやトークイベントを開催し、美術の面白さ、楽しさを分かりやすく伝える取組を行っています。幼児から高齢者まで幅広い来場者がありますが、今後は、国籍や障害の有無等にかかわらず、誰もが美術に触れ、楽しめる環境づくりを一層推進する必要があります。

廃材を通じて地域の特色を知る「クリエイティブリユースでアート！」では、取組の一環として「フィルム缶にアート！」のアウトリーチを市内小学校などで実施してきました。引き続き、実施手法を工夫しながら、子どもに向けた普及啓発事業を行っていくことが重要です。

たづくりの利用者から、展示室の場所が分かりづらいという意見があるため、エントランスステージやエントランス南北エリアを展示の紹介スペースとして活用するなど、展示室まで誘導する工夫を行っており、今後も同様の取組が必要です。

美術振興事業と近接する事業領域として、映像文化・メディア芸術事業の中で「調布メディアアートラボ」を実施していますが、今後は相乗効果を高めるため、連携した取組が求められます。

リトルギャラリーでは、市民の作品やコレクションをジャンル問わず紹介しています。たづくり9階にあることから、館内での注目度が低いという課題がありましたが、展示室と連携したアンケート企画を実施するなど、工夫しながら取り組んでいます。

(3) 今後の方向性・具体的取組

「パラハートちょうふ m e e t s A R T」と連携した取組を推進し、障害者や外国人を含めた多様なニーズに対応しながら、誰もが鑑賞・参加できる機会をつくり出します。また、市内各地域に出向いた展開を図り、地域との交流を深めます。

「クリエイティブリユースでアート！」では、「フィルム缶にアート！」の体験キットを貸出し、時間と場所を選ばず実施できるよう工夫することで、気軽に美術を楽しみながら、地域の特色を学ぶきっかけづくりを進めます。

引き続き、エントランスステージなどを展示の紹介スペースとして活用します。

映像文化・メディア芸術事業における「調布メディアアートラボ」と連携を進め、美術と映像にまたがるメディア芸術の普及啓発に取り組みます。

リトルギャラリーでは、市内で活躍する作家を広く紹介するため、市内のアートギャラリーにも協力を仰ぎながら幅広いジャンルの作品を紹介していきます。

具体的取組

- 展示室での企画展示
- リトルギャラリーでの企画展示
- クリエイティブリユースでアート！
- 「フィルム缶にアート！」体験キットの貸出
- TAC(Tazukuri Art Communication) プログラム



展示室での企画展 1



展示室での企画展 2



展示室でのワークショップ



リトルギャラリーでの企画展



TACプログラム1 (ワークショップ)



TACプログラム2 (トークイベント)



エントランスステージフォトスポット



クリエイティブリユースでアート！



フィルム缶にアート！

5 生涯学習事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 他事業と連携した講座企画により、市民が学びを深める機会を広げる。

②成果指標

講座の満足度

67.7%〔令和4年度実績値〕 ▶▶▶ 70.0%〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

たづくりを中心に、文化芸術に関連する座学・実技講座を実施しています。令和2年度までは、東京2020大会の機運醸成のため、伝統文化分野を拡充してきました。また近年では、美術振興事業や映像文化・メディア芸術事業と連携した講座を積極的に行っています。

若年層の獲得が課題であるため、若い世代を対象とした講座は、土日や夜間など参加しやすい時間帯に開講しています。近年では、YouTube やフリーの動画サイトで様々な講義動画が配信されているため、有料の座学講座では若年層の獲得に限界があります。このことから、ピアノの生演奏付き講座や特色のある講座を開催するなど、社会の変化に応じた工夫が求められます。

また、都内美術館での展覧会に関連して、主催である日本放送協会などが企画する関連文化講演会に会場として申請し、広く美術に親しむ機会を提供しています。



ちょうふ市民カレッジ
子ども向け講座



ちょうふ市民カレッジ
ピアノの生演奏付き講座



ちょうふ市民カレッジ
鉛筆デッサン講座



ちょうふ市民カレッジ
陶芸講座



ちょうふ市民カレッジ
座学講座



提携講演会

(3) 今後の方向性・具体的取組

若年層の参加拡大を図るため、U25割引制度の導入を検討するとともに、引き続き、他事業との連携など財団の特色を生かした講座を実施します。

講座の受講者には高齢者も多いことから、来館による申込方法も確保しながら、オンライン申込によるメリットを広く周知し、申込から受講まで円滑に手続きできるようにします。

具体的取組

- ちょうふ市民カレッジ
- 提携講演会

6 文化祭事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 地域の文化芸術を次世代へ継承するため、新規参加者の増加を図る。

②成果指標

参加者数

28,440人〔令和4年度実績〕 ▶▶▶ 35,500人〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

「調布市民文化祭」は、市民が日頃の文化芸術活動や学習活動の成果を発表し、また市民相互の理解と尊重、文化コミュニティの形成を推進するため、調布市、調布市教育委員会、調布市文化協会（以下「文化協会」という。）と共に実施しています。

令和5年度には「調布市民文化祭」は第68回を迎え、たづくりやグリーンホールを会場に、いけばなや工芸美術などの展覧・展示会、囲碁、将棋、演劇、民謡、歌謡などの大会・発表会が約1か月間にわたり開催されます。長年にわたり育まれた調布の文化的財産を次の世代へ継承していくため、若年層の参加を促進するための取組が必要です。



第67回調布市民文化祭 開会式

(3) 今後の方向性・具体的取組

文化協会の加盟団体では、高齢化が進んでおり、調布の文化芸術を支える基盤の強化が必要です。今後は、若年層が参加しやすいプログラムやイベント、積極的な広報を通じて、文化プラットフォームの形成を推進していきます。

具体的取組

- 調布市民文化祭

7 地域コミュニティ活性化事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 地域の多様な人材・団体との連携により、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人が交流できる場をつくる。

②成果指標

調布よさこいの参加団体数

35団体〔令和4年度実績〕



39団体〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

市民相互のふれあい・交流を促進し、地域コミュニティを活性化するため、「調布よさこい」を実施しています。また年間を通じて、「出前よさこい」や講師派遣、鳴子・楽曲音源の貸出を行っています。令和5年度には第20回を数え、調布の夏の風物詩として定着しています。また、地域の団体と連携し、「調布観光フェスティバル」や「調布市パラアート展」などと同時開催するなど、よさこい踊りに限らない展開を図ってきました。

これまで「調布よさこい」を通じて形成されたコミュニティが、他の事業や市内のイベントに参画するなど、地域コミュニティ活性化の点で成果がありました。一方で、運営側の参加者の固定化が進みつつあることが課題です。

今後は、多様性と活気あふれた地域コミュニティを形成するため、年齢、国籍、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人々が参加し、楽しむことができる事業展開が求められます。

地域コミュニティ活性化事業では他に、市内で行われる地域イベントへの参画・助言等を通じて、ふれあい・交流の場づくりを推進しています。



調布よさこい



出前よさこい

(3) 今後の方向性・具体的取組

「調布よさこい」を発足した時期に比較し、少子高齢化の進展、急速な情報技術の発展、単身世帯の増加による社会的孤立など、様々な社会的課題が浮かび上がり、地域コミュニティが果たすべき役割はますます高まっています。

今後は、「調布よさこい」の単独開催にこだわらず、「調布市パラアート展」との連携をはじめ、地域の多様な人材・団体と連携しながら、国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人々が地域社会に参加できる環境づくりを進め、多文化・多世代交流を促進します。

具体的取組

- 調布よさこい
- 出前よさこい
- 調布市パラアート展との連携

8 活動支援事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 多様性と活気のある地域コミュニティを形成するため、地域イベントや市民の文化活動を支援する。

②成果指標

コミュニティ用具の貸出件数

53件〔令和4年度実績〕



85件〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

市民の自主的な文化芸術活動を支援するため、テントや音響機材などコミュニティ用具の貸出のほか、主に広報物での名義使用を許可する後援事業を行っています。

たづくりでは、施設利用団体向けにサークルロッカーの貸与や印刷機の貸出を行っています。

施釉・焼成事業では、たづくり内に設置された陶芸窯を活用し、市民が制作した陶芸作品を預かり、焼き、施釉、本焼きを行っています。



印刷機講習会



サークルロッカー



陶芸窯



用具の貸出

(3) 今後の方向性・具体的取組

今後、コミュニティ用具を選定する際には、防災への備えと両立するため、フェーズフリーの視点を取り入れます。

サークルロッカーの貸与、印刷機の貸出、施釉・焼成事業については、いずれも市民・団体が地域コミュニティにおける自主的な活動を行う上で不可欠になっており、これら用具や機器等の適切な維持管理を行いながら、今後も確実に継続していきます。

具体的取組

- コミュニティ用具の貸出
- サークルロッカーの貸出
- 印刷機の貸出
- 陶芸作品の施釉・焼成
- 後援事業

9 市民との連携事業

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 国籍、年齢、障害の有無等にかかわらず、あらゆる人々が交流できる場をつくり、多くの市民の参加を促進する。

②成果指標

CAS (Chofu Art Supporters) 延べ参加者数

804人〔令和4年度実績〕 ▶▶▶ 850人〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

財団事業を運営するにあたり、市民がふれあい・交流し、文化芸術の推進を図る目的で、令和2年度から文化ボランティア制度（通称：CAS(キャス)-Chofu Art Supporters）を開始しました。登録者は年々、増加しており、公演や展示、講演会など様々な場面で活躍しています。CASメンバーのやりがいや意欲向上につながるよう、活動の場を多様な形で広げることが必要です。

(3) 今後の方向性・具体的取組

CASメンバーの国籍、年齢、障害の有無など個性が多様化しているため、相互理解と交流の場を定期的につくります。また、メンバーが安心して活動できると同時に、来場者に対するサービスを向上させるため、接遇等の研修を実施します。CASの活動でメンバーと対話を重ね、活動の場を多様な形へ広げていきます。

具体的取組

- 文化ボランティア（CAS-Chofu Art Supporters）

10 芸術振興事業

グリーンホールを拠点とする舞台芸術

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 調布の特色を生かした文化芸術を創造・発信するため、地域の企業・団体との連携を広げる。
- ◆ 障害の有無や経済的事情にかかわらず、子どもたちの文化芸術体験を支援^{*}する。
(※支援 単なる鑑賞事業ではなく、招待事業やアウトリーチなどを指す)

②成果指標

調布国際音楽祭の協力者数（後援、協力、協賛、寄附団体数）

25団体〔令和4年度実績〕 ▶▶▶ 56団体〔令和9年度〕

子どもたちの文化芸術体験を支援する事業・取組の件数

3件〔令和4年度実績〕 ▶▶▶ 10件〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

①音楽事業

■ 公演事業

「調布国際音楽祭」は、「バッハの演奏」、「次世代への継承」、「アートとの連携」をコンセプトに、バッハ・コレギウム・ジャパンや桐朋学園大学など地域の人材（団体）と連携しながら、発展を続けてきました。令和4年度には開催10回を迎え、参加者（出演・運営者を含む。）1万人を達成し、クラシック音楽界では知名度と評価の高い音楽祭に成長しました。

一方で、令和4年度に実施した市民意識・ニーズ調査によると、市民の認知度は3割程度（35.7%）であり、地域への浸透と定着を進める必要があります。寄附・協賛等の支援者の増加を図り、地域の団体・企業との連携をさらに深めることで、地域に根差した音楽祭としていくことが重要です。

特に、「調布国際音楽祭」は、財団事業の中で最も規模が大きいいため、チケット収入や市からの補助金だけでなく、公募助成金や寄附金・協賛金をさらに拡充し、財源の多角化を図ることが必要です。

国際交流プログラムでは、海外からのアーティスト招聘、広報での英語表記、オーケストラ演奏において海外からの学生受入れを行っていますが、今後はそれに加えて、市民（特に子どもた

ち)との交流を進展させる必要があります。

障害者に向けたアクセシビリティ向上について、令和5年度には、コンサートの中で「即興のライブペインティング」や「手歌で奏でるコーラス」を実演するなど、音楽を可視化する取組を行いました。

アートとの連携の一つとして、木版画家による「調布国際音楽祭」のキャラクター「調布の森のどうぶつたち」の広報使用とグッズ販売を行っています。



調布国際音楽祭 1
(c)K.Miura



調布国際音楽祭 2

「調布国際音楽祭」のほか、年間を通じた音楽事業では、本格的な室内楽や提携事業も含めたオーケストラ公演などを実施しており、気軽にクラシック音楽を楽しめる機会として人気があります。

一方で、人気漫画を題材にしたコンサートシリーズでは、若年層の来場は増加したものの、他の音楽事業への継続的な来場にはつながっておらず、ホールの新たな鑑賞者の獲得に課題があります。

なお、音楽事業の実施体制について、グリーンホールのほかに、せんがわ劇場にも拠点があり、演奏会などの公演事業だけでなく、人材育成や普及啓発に関する事業も幅広く展開してきました。しかし、せんがわ劇場の規模や人員体制を考慮すると、同劇場だけで完結させるのは効果的・効率的とはいえないため、今後は、グリーンホールを中核的拠点としつつ、たづくり、せんがわ劇場を含めた3施設をそれぞれの特色を生かし、一体的に推進することが必要です。

■ 人材育成事業

「調布国際音楽祭」の一環として、若手演奏家が技術を向上させるとともに、地域の文化芸術振興の担い手となるための育成プログラムを行っています。講師は国内トップクラスの演奏者が担当し、若手演奏家を指導します。指導を受けた若手演奏家は、「フェスティバル・オーケストラ」に出演する機会が得られ、講師も首席演奏者として共に演奏します。このほか、若手演奏家は、地域の様々なサテライトコンサートにも出演することで、クラシック音楽の普及啓発事業に携わります。

今後は、このプログラムに加えて、市内小学校の特別支援学級などの多様なニーズに応えるため、アウトリーチ事業の実施に向けた若手演奏家の育成が必要です。

■ 普及啓発事業

「調布国際音楽祭」の中では、グリーンホール前の広場やたづくりのエントランスホール、布多天神社など、市内の様々なオープンスペースで、普及啓発のための演奏会を行っています。これらの演奏会は人々が集い、まちが賑わうきっかけとなっています。

「小さな小さな音楽会」は現在では、すべて市民が出演しています。

なお、これらのコンサートは、「サンデー・マティネ・コンサート」と同様に、有料公演の入口になっておらず、開催の趣旨や目的を明確化した上で実施することが必要です。



小さな小さな音楽会



調布国際音楽祭 布多天神社

②古典芸能事業

古典芸能事業では、能舞台や寄席舞台などホールの特性を生かした鑑賞のほかに、直接触れたり、体を動かしたりすることで理解を深めるワークショップや、学校等に向けたアウトリーチなどを実施し、参加者から高い評価を得ています。

障害者鑑賞サポート付き寄席では、障害特性に配慮し、想像力を補うためのイラストや字幕表示、手話を付けた公演を行っています。市民が障害の有無にかかわらず、古典芸能に親しむ機会となるとともに、参加したボランティアが障害に対する理解を深め、また手話通訳者が舞台手話の経験を積む機会にもなっています。

今後も、様々な体験等を通して、古典芸能が身近になる取組を継続的に実施することが求められます。



字幕版！絵ばなし寄席（手話付き）



能の体験・鑑賞付きワークショップ

③演劇・舞踊

演劇事業は、せんがわ劇場を主たる劇場として自主制作公演やワークショップ、アウトリーチを実施しているため、グリーンホールでは主として、劇場の大きさを生かして市内約 100 園の保育園・幼稚園向けに鑑賞教室を実施しています。未就学児を中心に劇場に足を運び、生の舞台を体験する機会を提供しています。

舞踊事業では、障害者文化芸術活動推進法の趣旨を踏まえ、障害者が主体的に参加できる創造型事業を実施します。

(3) 今後の方向性・具体的取組

①音楽事業

■ 公演事業

「調布国際音楽祭」は、バッハ・コレギウム・ジャパンや桐朋学園大学との連携を柱に、国内外トップの演奏団体・演奏者を招聘し、地域の特色を生かした企画性と新規性に富んだ舞台芸術を創造・発信します。

ホールでの公演に加え、調布駅前、深大寺、布多天神社、神代植物公園など市内各所で演奏会を行うことで、人々が集い、まちに活力をもたらすよう取り組みます。また、海外演奏家の招聘やグローバル人材の活用を通じて国際レベルの音楽事業を発信します。

寄附・協賛等の支援者を広げ、収入の安定化につなげるとともに、地域の店舗や京王電鉄などと連携し、地域への浸透と定着を推進します。また、「調布国際音楽祭」は、「次世代への継承」をコンセプトの一つに掲げていることから、引き続き、子どもたちに豊かな音楽体験を提供する招待事業や子ども向けプログラムを拡充していきます。

なお、「調布国際音楽祭」では広報や国際交流における英語対応を行うほか、様々なニーズに対応した鑑賞サポートを行います。

年間を通じた音楽事業としては、多彩で親しみやすい内容のコンサートを実施します。

具体的取組

- 調布国際音楽祭
 - バッハ・コレギウム・ジャパンや NHK 交響楽団による公演
 - フェスティバル・オーケストラの公演
 - 室内楽の公演
 - 市内各所での無料演奏会
- 年間を通じた音楽事業
 - 提携事業によるオーケストラやポピュラー公演

■ 人材育成事業

「調布国際音楽祭フェスティバル・オーケストラ」を実施し、若手演奏家の技術向上と地域の文化芸術振興の担い手の育成を推進します。また、留学生の受入れを拡充し、市民の間で国際交流の機会を増やすとともに、グローバルな事業展開を促進します。指導を受けた若手演奏家は、フェスティバル・オーケストラだけでなく、地域の様々なサテライトコンサートにも出演し、音楽の普及啓発にも携わります。このフェスティバル・オーケストラを中心として、次世代のアーティストと鑑賞者の育成を推進します。また、市内小学校の特別支援学級など多様なニーズに応えるため、アウトリーチ事業の実施に向けて、子どもたちの創造性を育成できるスキルを備えた若手演奏家の育成プログラムを行います。

具体的取組

- 調布国際音楽祭フェスティバル・オーケストラ
- 地域とつながるアーティスト養成プログラム

■ 普及啓発事業

障害の有無や経済的状況にかかわらず、誰もが気軽に舞台芸術に親しむことができる機会を提供します。これまでせんがわ劇場の音楽事業の企画運営に携わってきた音楽アドバイザーは、グリーンホールやたづくりも含めて幅広い観点から、普及啓発事業に参画していきます。子どもの成長段階に合わせ、楽器体験ができるバックステージツアーなど、初めてホールに来場する人にも楽しめるプログラムを実施します。

市内の学校と連携し、子どもたちのニーズに合わせたプログラムを制作した上で、小・中学校へ向けた体験型アウトリーチ事業を実施します。併せて、特別支援学校の生徒を対象にしたインリーチ事業も行います。

具体的取組

- 年間を通じた音楽事業
バッハ・コレギウム・ジャパン公開リハーサルや桐朋学園オーケストラによる公演
本格的なクラシック公演
子どもの成長段階に合わせた音楽体験事業
市内小・中学校へ向けた体験型アウトリーチ事業
特別支援学校へ向けたインリーチ事業
オープンスペースでの演奏会

② 古典芸能事業

古典芸能事業では、能舞台や寄席舞台などホールの特性を生かした鑑賞や、能・狂言、落語、邦楽などのワークショップ、小・中学校へ向けたアウトリーチなどを引き続き実施します。

また、誰もが古典芸能に親しむことができるよう、多様なニーズに対応した鑑賞サポートを実施します。

具体的取組

- 劇場特性を活用した能・狂言、落語などの公演
- 字幕・手話、触る、感じるなど障害特性に配慮した鑑賞サポート付き公演
- 実演を体験するワークショップ
- 小・中学校へ向けた体験・鑑賞アウトリーチ
- 特別支援学校へ向けた体験・鑑賞インリーチ

③演劇・舞踊

演劇事業は引き続き、未就学児が地域の劇場で舞台芸術に親しむ機会を得るため、童話などを題材にした児童劇鑑賞教室を実施します。

舞踊事業では、障害のある人となない人が、自然な身体表現を楽しみながら、共同で新しいダンス作品を創造するインクルーシブダンス・ワークショップを実施します。またこの事業では、ダンスのファシリテーション人材を育成した上で、学校や福祉施設へ向けた幅広いアウトリーチを行い、障害理解の啓発や障害者の文化芸術活動を推進します。

具体的取組

- 調布市内保育園・幼稚園児童劇鑑賞教室
- インクルーシブダンス・ワークショップ、発表会
- ファシリテーターの育成

(1) 目標・成果指標

①目標

- ◆ 地域全体を劇場のステージと捉えた事業展開により、地域の中で息づく劇場を目指す。
- ◆ 次世代を担う実演家を育成し、持続的に発展する劇場を目指す。

②成果指標

「せんがわ劇場を知っている」市民の割合（認知度）¹

65%〔令和4年度〕 ▶▶▶ 70%〔令和9年度〕

当該年度中に活動したデル²構成員一人あたりの事業参加者数

30.5人〔令和4年度〕 ▶▶▶ 26.7人〔令和9年度〕
(670人/22人) (800人/30人)

(2) 現状と課題

①演劇事業

■ 公演事業

これまで公演事業として、若いファミリー世帯が多い仙川の地域特性を踏まえ、「親と子のクリスマス・メルヘン」シリーズの自主制作を行ってきました。当該事業は例年、人気が高く、集客力に優れていますが、事業の性質上、来場者が若いファミリー層に限定されます。このため、今後は芸術監督を中心として、人材育成や普及啓発に関する事業の高い実績を活用し、より幅広い層と、広範囲な地域に向けて、芸術性・創造性の高い演劇制作に取り組んでいくことが必要です。

公演事業において、芸術性・創造性の高い演劇制作が可能になると、人材育成や普及啓発に関する事業の質の向上が図られ、さらに芸術性・創造性の高い演劇制作につながるという好循環が期待できます。

なお、公演事業だけでなく、すべての事業類型において、鑑賞サポートなどを実施し、障害者や外国人の参加・鑑賞機会の確保に努めることが必要です。

¹ 「調布市文化・コミュニティ振興財団市民意識・ニーズ調査」より

² 令和5年度まで「DEL（ドラマ・エデュケーション・ラボ）」と表記



親と子のクリスマス・メルヘン
「へんゼルとグレーてる」 1



親と子のクリスマス・メルヘン
「へんゼルとグレーてる」 2



親と子のクリスマス・メルヘン
関連企画

■ 人材育成事業

全国の劇団や実演家を対象とした、「せんがわ劇場演劇コンクール」では、受賞した劇団に対して、せんがわ劇場での公演機会を与えるとともに、上位進出団体に対しては、デルのメンバーとして、アウトリーチ活動やその他の劇場事業に参加できることを特典としています。また、単に優劣を競うのではなく、参加する実演家と、審査員、観客、他の参加者との交流・コミュニケーションをコンセプトにしている点でも、大変特徴のあるコンクールといえます。

デルは、主として演劇コンクール出身の実演家により構成され、講習やワークショップ、公演制作などデルに固有の人材育成プログラムを通じて、次世代を担う実演家を育成しながら、学校や福祉施設をはじめ、ニーズに応じて地域全体に向けたアウトリーチ活動を行っています。

一方、演劇コンクールについては、受賞公演の集客が十分でないことや、入場料収入に比して、公演制作に関する経費を負担に感じている劇団が多いなどの課題があります。これは、ホールの定員数（121席）が少なく、商業的な演劇公演には不向きなこと、また仙川地域に、せんがわ劇場以外に演劇の劇場や拠点があるわけではなく、広い地域から演劇ファンを集める立地特性に欠けていることなどが影響しています。

ただし、演劇コンクール出身者で構成されるデルは、普及啓発のためのアウトリーチやワークショップ、公演制作などを実施しており、演劇コンクールは人材育成の出発点であり、劇場全体の事業を支える上で不可欠なものとなっています。



第13回演劇コンクール
グランプリ作品



第13回演劇コンクール
オーディエンス賞作品



第13回演劇コンクール
アフターディスカッション



第13回演劇コンクール 集合写真



令和4年度 デル育成プログラム



令和5年度 デル認定プログラム

■ 普及啓発事業

市内の児童館や学校（不登校特例校、適応指導教室、特別支援学級等）、児童養護施設に向けて、それぞれのニーズに応じた演劇アウトリーチ事業を行っています。また、「せんがわワークショップフェスティバル」では、演劇の演出家などが講師となり、多彩なテーマで、演劇や身体表現の楽しさを体験する機会を提供しています。

近年、学校教育では、アクティブ・ラーニングの考え方が取り入れられ、他者との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める対話的な学びの過程が重視されています。このため、今後一層、地域の教育現場に、せんがわ劇場が持つ演劇教育のスキルを還元していくことが求められます。また、劇場は社会参加の機会を開く地域共生社会の基盤であるため、不登校特例校、適応指導教室、特別支援学級、児童養護施設等に向けたアウトリーチ活動の充実が必要です。

少子高齢化が進展し、単身世帯が増加する地域社会において、孤立化・無縁化を防止し、人と地域がつながる手法の一つとして、演劇ワークショップなど参加型事業に対する期待が高まっています。



コミュニケーション育成型
アウトリーチ事業



ワークショップフェスティバル

②音楽事業

せんがわ劇場の音楽事業はこれまで、桐朋学園大学及び桐朋学園芸術短期大学の専門人材と連携し、同学のネットワークを最大限に活用して、主としてクラシック音楽の継承・発展のため、様々な事業を展開してきました。

人材育成に関する事業では、「せんがわピアノオーディション」を実施しており、受賞者には、劇場でのピアノリサイタルを開催する機会、また次年度以降の音楽事業への出演機会を与えています。「せんがわピアノオーディション」の出身者は、「サンデー・マティネ・コンサート」などに出演する機会が設けられるため、継続的な人材育成プログラムとなっています。

普及啓発に関する事業としては、無料で鑑賞機会を提供する「サンデー・マティネ・コンサート」、現役世代に向けた有料コンサートである「あなたのための音楽会」、親子向けの「ファミリー音楽プログラム」などを実施しています。また、市内の各小学校に向けて、クラシック音楽のアウトリーチ事業を行っています。

一方、課題としては、「サンデー・マティネ・コンサート」が、音楽事業の入り口との位置づけであるにもかかわらず、同コンサートの来場者が固定化し、他の有料コンサートへ移行できていないことが挙げられます。特に音楽事業については、せんがわ劇場の規模や人員体制を考慮すると、同劇場だけで完結させるのは効果的・効率的とはいえないため、今後は、たづくり、グリーンホールを含めた3施設がそれぞれの特性を生かしながら、音楽事業を一体的に推進する視点が求められます。



ファミリー音楽プログラム 1



ファミリー音楽プログラム 2



音楽アウトリーチ 1



音楽アウトリーチ 2

③地域連携の取組

せんがわ劇場は設立時から、地域との連携をコンセプトに、仙川地域の商店街、桐朋学園芸術短期大学、白百合女子大学などと事業を実施してきました。仙川商店街協同組合が主催する「おらほせんがわ夏まつり」は、例年、せんがわ劇場が会場の一つとして実施され、演劇公演などを行っています。また、桐朋学園芸術短期大学や白百合女子大学との共催・協力の下、演劇公演やワークショップなどを実施してきました。今後も地域の中で息づく劇場として、地域と連携した事業を展開していく必要があります。



白百合女子大学&シンガポール社会科学大学との連携事業 1



白百合女子大学&シンガポール社会科学大学との連携事業 2



仙川商店街協同組合主催との連携「おらほせんがわ夏まつり」 1



仙川商店街協同組合主催との連携「おらほせんがわ夏まつり」 2



仙川商店街協同組合主催との連携「おらほせんがわ夏まつり」 3

(3) 今後の方向性・具体的取組

①演劇事業

■ 公演事業

せんがわ劇場は設立以来、演劇の自主制作に継続して取り組み、人材育成や普及啓発の面でも十分な実績があることから、今後は、より幅広い層と広範囲な地域に向けて、芸術性・創造性の高い演劇制作を実施します。実施にあたっては、演劇界で権威ある賞の受賞歴があり、経験豊富な演出家を芸術監督として迎え、この芸術監督を中心に制作を進めます。

また芸術監督が、演劇コンクールを出発点とする人材育成事業や、アウトリーチ事業など普及啓発事業にも関与することで、地域の舞台芸術活動の活性化を図ります。

なお、公演事業だけでなく、すべての事業類型において、可能な限り鑑賞サポートを用意するとともに、ノンバーバル（言語を使わない）演劇の制作に取り組むなど、障害者や外国人を含めた多様なニーズに応えながら、誰もが参加・鑑賞できる機会をつくります。

具体的取組

- 芸術監督の企画・演出による公演制作
- 提携による公演事業

■ 人材育成事業

劇場の持続的な発展のため、「演劇コンクール」を実施し、デルメンバーの育成と活用を推進します。「演劇コンクール」の実施にあたっては、コンクールや受賞公演に関する関連企画・広報を強化します。また、参加する団体の負担軽減のため、一部経費の補助を行います。

デルは、せんがわ劇場に固有の人材育成の枠組みであり、地域全体に向けた演劇アウトリーチやワークショップ、公演制作など事業全体を支えています。今後は、芸術監督がデルの育成プログラムに関与し、この枠組みを強化します。

具体的取組

- 演劇コンクール
- デルの育成プログラムなど

■ 普及啓発事業

演劇コンクール出身の人材がデルメンバーとして、児童館、学校、福祉施設など、ニーズに応じて地域全体に出向き、誰もが舞台芸術活動に参加できる機会をつくります。地域の中で息づく劇場として、今後も継続して、教育・福祉分野との連携を進め、アウトリーチ事業を通じて、相互の交流を深めます。また、一部のアウトリーチ先では、地域の大学と連携して実施することで、演劇教育に関する学術研究の発展に貢献します。

演劇ワークショップなど参加型事業については、国籍、年齢、性別、障害の有無、経済的状況等にかかわらず、誰もが参加できる機会をつくるため、様々なニーズに応じて多彩なプログラムを実施します。

具体的取組

- コミュニケーション育成型アウトリーチ事業（不登校特例校、適応指導教室、特別支援学級、児童養護施設など）
- 鑑賞型アウトリーチ事業（児童館など）
- ワークショップフェスティバル

②音楽事業

せんがわ劇場の音楽事業については、これまで培ってきた人材育成事業や普及啓発事業のノウハウを生かしながら、市外への波及効果をさらに高めていくため、たづくり、グリーンホールを含めた3施設の連携により、音楽事業を一体的に推進していきます。

これまで、桐朋学園大学及び桐朋学園芸術短期大学の専門人材が音楽アドバイザーとして、せんがわ劇場の音楽事業の企画運営に携わってきましたが、今後は、たづくり、グリーンホールで実施される音楽事業についても、普及啓発の観点から参画することとし、事業相互の連携を図ります。

人材育成事業や普及啓発事業の一部内容については、今後のあり方を検討します。無料で鑑賞機会を提供するコンサートについては、比較的規模の大きなたづくりやグリーンホールに実施会場を移すこととし、せんがわ劇場では、ターゲット層を明確にした有料コンサートを実施します。

また、市内の学校等に向けた音楽アウトリーチ事業については、他の音楽事業との連携を強化する観点から、グリーンホールに拠点を移した上で、引き続き積極的に展開します。

具体的取組

- ターゲット層を明確にしたコンサート
- 子ども向けコンサート

③地域連携の取組

仙川商店街が主催する「おらほせんがわ夏まつり」では、デルメンバーが制作した演劇作品の上演を行います。また、桐朋学園芸術短期大学や白百合女子大学と、共催・協力し、演劇公演やワークショップを実施するほか、演劇の公演事業や普及啓発事業においても、連携を推進していきます。

具体的取組

- おらほせんがわ夏祭り
- 桐朋学園短期大学や白百合女子大学と連携した事業

1 1 国際交流事業

(1) 目標・成果指標

①目標

◆ あらゆる人々が地域社会に参加できる機会をつくり、相互理解と交流を促進する。

②成果指標

CIFA会員数³

493人〔令和4年度〕 ▶▶▶ 800人〔令和9年度〕

(2) 現状と課題

調布市における国際交流事業はこれまで、調布市国際交流協会（以下「国際交流協会」という。）が担い、日本語学習の支援、交流事業、多文化共生事業、外国人の生活支援等を行ってきました。一方で、国際交流協会では、平成23年度から公益法人制度改革を機に、組織のあり方検討が継続的に行われてきました。

令和4年度に国際交流協会では、小規模任意団体が抱える諸課題について、早期の解決を図ることが重要であるため、法人化にこだわらず、他団体との統合も視野に入れた検討が進められました。この「他団体」については、事業領域の親和性や近接性、また、スケールメリットを考えると、財団が適格であるとされました。これを受けて、国際交流協会の体制見直しに伴い、令和6年4月1日から、財団が国際交流事業を継承することになりました。

今後は、文化芸術の振興や地域コミュニティの活性化を図る上で、国際交流や多文化共生の視点がますます重要になることから、国際交流協会が持つ人材・ノウハウを活用しながら、財団の既存事業との有機的連携を推進することが必要です。

■ 外国人支援事業

外国人が日本社会で円滑に生活できるよう、成人（中学卒業以上）、子ども（小・中学生）、子育て中の親などに向けて、日本語学習教室の設置運営を行っています。また、外国人が地域で安心して生活できるよう、行政または外国人会員の依頼に基づき、行政等の手続きに際して、ボランティア通訳の派遣やボランティアによる翻訳サービスを行っています。

なお、災害時の多言語対応の重要性が増していることから、通訳・翻訳ボランティアの能力向上のため、東京都つながり創生財団が主催する研修会に定期的に参加しています。

■ 国際理解・交流事業

³ CIFAとは、Center for International Friendship and Amity（国際交流センター）の略。

各国の文化の紹介等を通じて、相互理解と交流を深めるため、交流イベントの実施や、多文化共生への理解を深めるため、国際理解講座を実施している。また、C I F Aの外国人会員を講師として、市内の学校へ派遣する取組を行っています。

■ 国際交流センター運営事業

調布市国際交流協会から日本語部会、交流サロン部会及び子ども日本語教室部会、だっこらっこくらぶの4部会等の部会活動を継承し、多文化共生の地域づくりやそれを支える人材の育成を目的に、ボランティアの研修会やボランティア会員と学習者の交流会などを実施しています。



外国人の生活支援 1



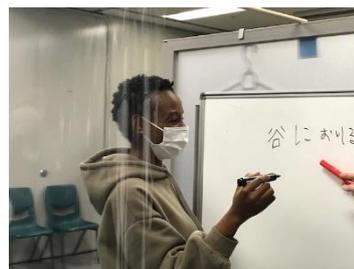
外国人の生活支援 2



日本語学習教室 1



日本語学習教室 2



日本語学習教室 3



交流事業 1



交流事業 2



多文化共生事業 1



多文化共生事業 2

(3) 今後の方向性・具体的取組

地域の国際化は今後、ますます進展することが予想されるため、日本語学習支援、交流事業、多文化共生事業及び外国人の生活支援の取組については、さらなる拡充と強化が求められます。

財団は今後、国際交流事業を継承するメリットを生かし、国際的発信力のある調布国際音楽祭をはじめ、既存事業との有機的連携を推進し、相乗効果を高めていく必要があります。

財団の既存事業では、やさしい日本語を取り入れた広報を行うなど工夫を凝らし、C I F A会員に限らず、外国人の地域社会への参加を促し、相互理解と交流を推進します。また、災害時の多言語対応の重要性が増しているため、ホームページ、広報紙、メールマガジン、SNSなど多様な手段による広報活動の充実を図りながら、外部研修を通じた通訳・翻訳ボランティアの能力向上、各施設では外国人など要配慮者を重視した防災訓練を行うなど取組を強化していきます。

具体的取組

■ 外国人支援事業

- 成人を対象にした日本語教室
- 子どもを対象にした日本語教室
- 子育て中の親の日本語教室（だっこらっこくらぶ）
- 行政手続き時等の通訳・翻訳の実施
- 外国人の生活相談窓口の紹介
- 外国人のための専門家相談会

■ 国際理解・交流事業

- 交流サロン
- 文化交流活動（ニューイヤーパーティー、C I F Aフレンドシップデー等）
- 国際理解講座

■ 国際交流センター運営事業

- 日本語ボランティア入門講座（全12回）
- 日本語ボランティアフォローアップ講座（年3回程度）
- そのほか、ボランティアに必要な研修や勉強会の実施
- 学習者とボランティアの交流会の実施

1 2 広報宣伝活動／会員制度

(1) 目標・指標

①目標

- ◆ 文化芸術の情報発信・提供の拠点をつくり、地域の情報や調布のまちの魅力を広くPRする。

②成果指標

財団報ぱれっとの市民認知率⁴

64.9% (令和4年度) ▶▶▶ 75.0% (令和9年度)

(2) 現状と課題

広報紙（財団報ぱれっと）は、市内の全戸に配布しており、財団の幅広い事業を市民に伝えるための最も有力な手段として位置づけています。一方で、ウェブメディア（ホームページやSNS）の発展が急速に進んでおり、これらも併せて活用を図っています。財団報ぱれっとは、一般的な情報を市民全体に確実に伝えることに適している一方で、ウェブメディアは各分野の掘り下げた情報や、即応性を要する情報の伝達に適していることから、情報の性質や想定される情報の受け手に応じて、使い分けることが重要です。

また、財団報ぱれっとやウェブメディアでは、主として財団が直接関係する事業や文化会館たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場の貸館情報を掲載しています。今後はこれにとどまらず、地域の文化芸術に関する情報を包括的に収集・発信し、地域全体の文化芸術の振興を図ることが必要です。

調布市は、映画やドラマの撮影を通じて、調布の魅力を内外にPRするため、フィルムコミッション事業を行っています。財団では、たづくり等の施設で撮影が行われる際には、調布のイメージアップとともに、映像文化の発展の観点から積極的に協力しています。

会員サービスである「ちょうふアートプラスは」、令和元年度のリニューアル以降、毎年会員数を増やしており、現在6,000人を超えています。今後も、会員向けの情報発信やサービスを充実させることにより、誰もが文化芸術に親しむことができる環境づくりが求められます。

(3) 今後の方向性・具体的取組

広報活動全体を通じて、情報を発信するにあたっては、共生社会の重要性を踏まえ、やさしい日本語を取り入れた文章作成や、読みやすい色使い（カラーバリアフリー）、音声コードの活用など、多方面にわたり配慮を行います。

⁴ 「調布市文化・コミュニティ振興財団市民意識・ニーズ調査」より

今後の広報活動では、地域の文化芸術に関する情報を包括的に収集・発信するため、市内の文化施設や地域の多様な人材・団体との連携を深めながら、文化プラットフォームの形成を目指します。

宣伝活動では、財団報ぱれっとの市外への新聞折込みと併せて、SNSでの広告出稿を取り入れることで、ターゲット層を明確にした宣伝を行います。

「ちょうふアートプラス」については、サービス拡充により引き続き会員数の増加を図ります。また、市民等が財団事業を応援するための賛助会員制度を新たに設けるなど、制度の見直しを検討します。

具体的取組

- たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場3施設のイベント情報を中心とした広報誌の発行。(12万3,000部発行(年12回))。広報物作成にあたっては、やさしい日本語を取り入れた文章作成、カラーバリアフリーに配慮した色使い、障害者や外国人に対応した音声コードなどの導入を進めます。
- SNSで情報発信する際には、トレンド入りさせるようなキーワードや、目を引く写真などを有効に活用し、チケット販売につなげるとともに、公共文化施設に対する関心が薄い層や若年層をターゲットに、文化芸術への関心の入口となるよう取り組みます。
- たづくり等での撮影に積極的に協力し、調布フィルムコミッションを通じて「映画のまち調布」を推進します。
- ちょうふアートプラスは、市民の年会費は無料とし、市内飲食店舗での会員サービス展開など、市民向けのサービスを充実させます。

第 3 部 施設運営

1 施設管理運営

施設管理運営（3施設共通）のミッション・ビジョンを実現するため、目標・成果指標を以下のように設定します。

（1）目標・指標

①施設貸出の目標

◆ 利用者の声を反映させ、誰もがアクセスでき、参加しやすい施設をつくる。

②成果指標

施設利用率

たづくり

ホール系 80%〔令和元年度実績〕 ▶▶▶ 81%〔令和9年度〕

会議室系 70%〔令和元年度実績〕 ▶▶▶ 71%〔令和9年度〕

グリーンホール

83%〔令和元年度実績〕 ▶▶▶ 84%〔令和9年度〕

せんがわ劇場

90%〔令和元年度実績〕 ▶▶▶ 91%〔令和9年度〕

※施設利用率は、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が大きいため、実績値は令和元年度を採用しました。

③ 施設設備の維持管理の目標

◆ 脱炭素社会を見据えた省エネルギー化に取り組み、効率的で持続可能な施設をつくる。

④ 施設設備の維持管理の成果指標

温室効果ガスの削減（3施設合計）

3,307t-CO2（令和元年度実績） ▶▶▶ 2,693t-CO2 以下（令和9年度）

（令和元年度を基準として、3施設合計で18.6%以上削減する。）

(2) 現状と課題

①施設貸出

■ 利用率

新型コロナウイルスが感染拡大する令和元年度以前の各施設の利用率は以下のとおりであり、多摩地域の主要な公立文化施設と比較して、遜色のない高い数値を安定して維持しています。

- ・ たづくりの利用率 : 80% (ホール系) 70% (会議室系)
- ・ グリーンホールの利用率 : 83% (大小ホール)
- ・ せんがわ劇場の利用率 : 90% (ホール・リハーサル室)

新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度に、各施設とも大きく利用率が低下しましたが、令和4年度からは回復傾向にあります。令和3年度には、施設利用料金の支払いについて、キャッシュレス決済システムを3施設の窓口で導入したことで、利便性が向上しました。今後、インターネット上やコンビニエンスストアでの施設利用料金の支払いを可能にするため、施設予約システムの更新を検討します。

また、空き施設の有効活用について、他施設の事例調査・研究を行い、公益目的・収益目的の両面から幅広く検討していきます。今後も、利用者の利便性向上のため、デジタル技術の活用などサービス向上に努めます。

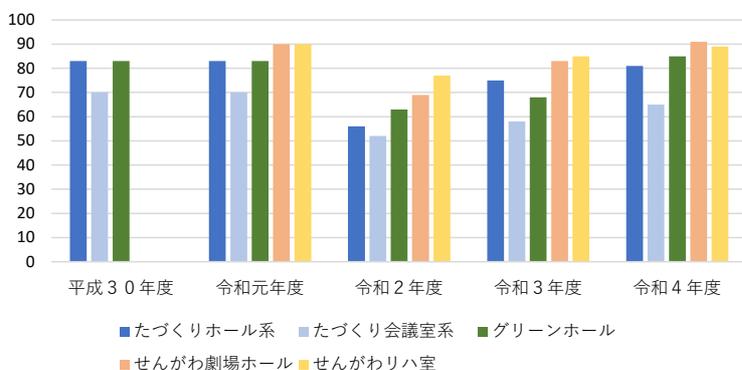
■ 利用者満足度

貸施設利用者向けのアンケートでは過去5年間で、総合満足度が常に95%以上の高水準を維持しています。

令和2年度以降は、新型コロナウイルスの感染拡大に加え、特定天井の耐震改修やE S C O事業での空調・電気設備の改修により、施設利用に一部制約があったものの、利用者の満足度が高い施設貸出が実施できたといえます。

今後も、窓口やアンケートで寄せられた利用者の声を反映させ、誰もがアクセスでき、参加しやすい施設をつくっていきます。

施設別利用率の推移



3施設の総合満足度

年度	総合満足度
平成30年度	97.3
令和元年度	96.6
令和2年度	97.4
令和3年度	97.2
令和4年度	98.3
平均	97.4

* 総合満足度 = 満足 + どちらかというと満足

②施設設備の維持管理

施設設備の維持管理については、不具合の早期発見・早期対応に努めており、過去5年間の平均で、たづくりでは127件 グリーンホールでは51件、せんがわ劇場では21件の修繕を実施しました。

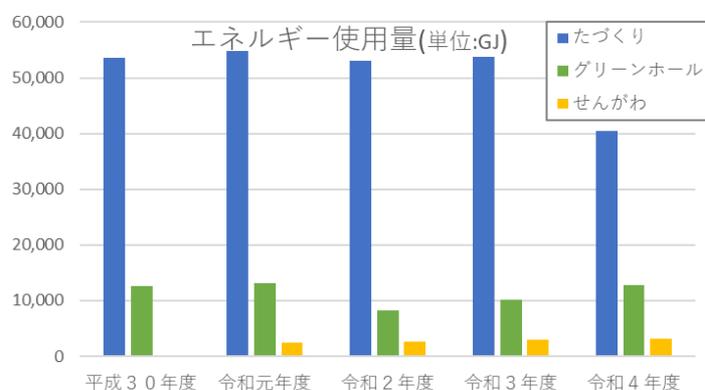
短期・中長期の改修計画を調布市へ積極的に提案し、日頃から緊密に連携しているため、施設全体を良好な状態で維持しています。

エネルギー使用量については、新型コロナウイルスが感染拡大した令和2年度で減少が見られましたが、利用率が回復するにつれて、令和元年度以前の水準まで戻りつつあります。たづくりでは、E S C O事業（省エネ改修）の実施により、令和4年度は大幅な省エネ効果を得ることができました。

修繕件数

年度	たづくり	グリーンホール	せんがわ劇場
平成30年度	146	55	
令和元年度	203	48	29
令和2年度	131	70	24
令和3年度	90	40	15
令和4年度	67	41	16
平均	127	51	21

エネルギー使用量の推移



たづくり：平成7年竣工 築28年

【主な改修実績】

令和3～4年度：特定天井の耐震改修（くすのきホール、エントランス、大会議場）を実施。

令和3～5年度：E S C O事業による設備改修（LED照明、空調熱源更新、非常用発電機更新、エレベーター・エスカレーター更新、受変電設備更新等）を実施。改修の規模が大きかったものの、施設全体を休館することなく、利用者への影響を最小限に抑えながら、改修を実施することができた。令和4年度のエネルギー使用量は改修前と比較して、約37%の削減を達成した。

令和4年度：非常用発電機の燃料タンク（9,000L）を増設。非常用発電機の連続運転72時間化を達成。

市の公共施設マネジメント計画に基づく維持保全及び老朽化等の状況を踏まえ、市との連携の下、適切な改修を行う必要がある。

グリーンホール：昭和52年竣工 築46年

【主な改修実績】

令和元年度：熱源システムを更新。

令和3年度：非構造部材の補強工事の実施（大ホール）。

今後の存続期間を踏まえ、適切な維持管理が必要。建替えに向けて調布市と連携し、ホール機能の検討にも積極的に関与していく。

せんがわ劇場：平成19年竣工 築16年

【主な改修実績】

令和4年度：外壁・屋上防水改修を実施。施設の運用実態にあわせた空調機器を導入。

利用者の誰もが使いやすく、心地よく過ごせる施設づくりのために、引き続き不具合の早期発見・早期対応に努めます。エネルギー使用について、利用者の理解と協力を得て、省エネに取り組みます。省エネ効果が高い改修を調布市へ積極的に提案していきます。



たづくり くすのきホール天井



たづくり ホワイエ天井



たづくり LED 照明に更新



グリーンホール 大ホール天井



せんがわ劇場 外壁屋上防水改修



せんがわ劇場 用途に応じた空調機の設置

(3) 今後の方向性

①施設貸出

■ 受付

利用者との窓口となる受付では、施設の総合案内に加え、施設予約、利用料金支払い、チケット販売など多岐にわたる業務を行っています。令和3年度に、施設利用料金の支払いについて、かねて要望が多かったキャッシュレス決済システムを3施設の窓口で導入しました。今後も、誰もが参加しやすい施設として、障害者対応・多言語対応などアクセシビリティ向上を図るため、必要に応じて、翻訳アプリを入れたタブレット、筆談具やコミュニケーション支援ボードなどを用い、親切で丁寧な案内を行います。

また、インターネット上やコンビニエンスストアでの施設利用料金の支払いを可能にするため、施設予約システムの更新を検討するなど、デジタル技術を活用したサービス向上を推進します。

受付は利用者からの苦情・要望の窓口でもあり、苦情等があった場合は、担当職員をはじめ、関係部署へ迅速に連絡し、その対応結果を情報共有します。苦情・要望は施設改善の好機と捉え、可能な限り、利用者の声を今後の施設づくりに反映させます。

なお、口頭や文書を問わず、寄せられた苦情・要望はすべて記録し、対応結果を含めて財団ホームページで公表します。

■ 舞台・視聴覚

ホール系施設・会議室系施設の概要が分かる紹介動画や、劇場の舞台機構・照明・音響に関する基礎知識を解説した「劇場便利帳」を財団ホームページで公開することで、利用者から、「初めての利用でも分かりやすかった」、「劇場への理解が深まった」などの好評を得ています。

近年、舞台設備のデジタル化が急速に進んでおり、劇場の利用方法も複雑化・高度化しています。舞台スタッフには、今後も、舞台設備メーカーや保守点検業者と常に情報交換しながら、施設の特性に応じた利用・活用方法について、利用者に積極的に提案していきます。

■ 学習室

たづくり8階の学習室では、座席管理システムを導入しており、利用者はタッチパネルにより座席を選んだり、満席時には予約したりできます。今後も引き続き、誰もが無料で利用できる学習施設として、利便性の向上に取り組んでいきます。

なお、学習室の受付業務については、高齢者のいきがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに貢献するため、公益財団法人調布市シルバー人材センターに（以下「シルバー人材センター」という。）に委託します。

②施設設備の維持管理

■ 設備管理

施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を図るため、施設設備の日常・定期点検を積極的に実施し、不具合の早期発見・早期対応に努めます。設備の点検記録、不具合情報、修繕履歴等については、一元的・体系的な管理を行います。

設備の修繕については、限られた予算の範囲内で最大限の効果が得られるよう、修繕ポートフォリオマネジメントを行い、優先度を勘案して行っています。今後も、一元的・体系的な管理を通じて、効果的・効率的な設備管理を実施します。

修繕ポートフォリオ（数字は順位）



施設設備の維持管理にあたり、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「ビル管理法」という。）、建築基準法、電気事業法、高圧ガス保安法、労働安全衛生法、消防法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）など、関連する法令を遵守し、公益法人として、また指定管理者としての社会的責任を果たします。

■ 警備

電波法の改正に伴い、警備スタッフの無線機のデジタル化を行いました。たづくりでは、令和5年度に防犯カメラを更新し、警備重点箇所では「人の叫び声」や「ガラスの破損音」を検知し、自動的に1階中央監視室に報知するシステムを導入しました。警備業務は、人による巡回と立哨を基本としながら、デジタル技術を併せて活用することで、施設の安全・安心を向上させます。

高齢者、子ども、障害者、車いす利用者などに積極的に声かけを行い、支援の必要の有無を確認しながら、案内・誘導を行います。

■ 清掃

不特定多数の人々が利用する公共施設の清掃では、美観の維持に加え、衛生的な環境の確保によって、新型コロナウイルスをはじめ、感染症の拡大を防止することが重要です。清掃スタッフは、嘔吐物の処理方法をはじめ、衛生的な環境確保について、正しい知識を習得し、常に訓練しています。ビル管理法では、環境衛生管理基準が定められ、また東京都には独自の「指導基準」があり、業務内容が近接する設備管理とともに、これら基準に基づき、適切な環境衛生の管理を行います。

貸出施設では、利用区分間における短時間での清掃が要求されるため、作業の標準化、マニュアル化が重要です。一方で、利用者等から突発的に清掃を求められることもあり、標準化と合わせ、柔軟で迅速な体制を構築し、質の高いサービスを提供します。

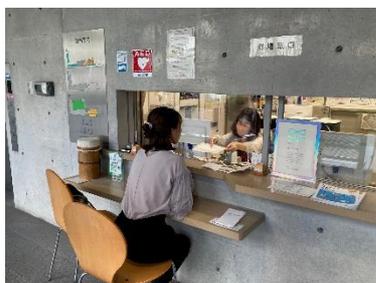
■ 駐車場

たづくりの地下1階・2階には、施設利用者のための有料駐車場があり、約130台が収納できます。警備と同様に、配慮が必要な利用者には積極的な声かけなど、コミュニケーションを大切に、安全で快適な駐車場運営を行います。

■ 駐輪場

たづくりの地下1階駐輪場は2段ラック式であり、必要に応じて駐輪場スタッフが補助します。2段ラック式を利用しにくい高齢者や乳幼児づれの利用者には、優先的に平置き部分を案内するなど、柔軟に対応します。

なお、駐車場の案内誘導業務については、学習室受付と同様に、高齢者のいきがいと健康づくりを進め、活力ある地域社会づくりに貢献するため、シルバー人材センターに委託します。



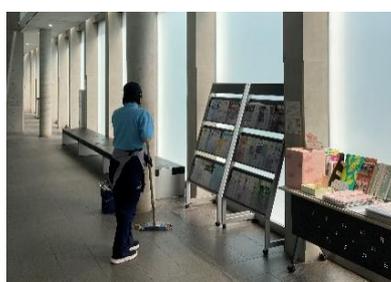
受付業務



舞台作業



設備点検作業



清掃作業

(4) 具体的取組

● 利用者アンケート

年1回、3施設共通で貸施設利用者向けにアンケートを行っており、過去5か年は常に総合満足度が95%以上であり、極めて高い評価を得ています。アンケートで寄せられた記述意見については対応結果を含め、すべて財団ホームページで公表します。今後もアンケートを通じて、課題の抽出と迅速な課題解決を図り、利用者の声を施設づくりに反映させます。

● バリアフリーの推進

調布市バリアフリー特定事業計画に基づき、心のバリアフリーも含め推進します。

● 改修計画の提案

財団はこれまで、3施設の短期・中長期の改修計画について、積極的に提案し、調布市と緊密に連携しながら、施設の適切な維持管理と長寿命化に努めてきました。今後も、調布市の財政状況を踏まえ、優先状況を勘案しながら、効果的・効率的な改修計画の提案を行っていきます。

なお、優先度が特に高い改修は以下のものです。

優先順位が高いもの

たづくり

- ・設備配管【空調（冷水・温水・蒸気・冷却水）、給排水、給湯、スプリンクラー等】
- ・外壁、屋上防水改修
- ・床材・壁紙など内装改修

グリーンホール

今後の存続期間を踏まえ、必要最小限の改修を行う。

せんがわ劇場

消防設備や省エネ効果が期待される照明の更新の優先度が高い。

- ・消防設備 火災報知器・受信機の更新
- ・照明器具 照明器具のLED化による改修

● 温室効果ガスの削減・省エネルギー化

第4次調布市温暖化対策実行計画では、温室効果ガスの削減について、令和元年度の排出量を基準に、令和7年度までに8.4%以上削減、令和12年度までに33.8%以上削減することが目標とされています。この考え方に基づき、3施設合計で達成できるよう、設備の運用改善と併せて、照明のLED化など省エネ改修に取り組みます。

エネルギー使用量（3館合計）

年度	電気(kWh)	ガス(m ³)	エネルギー(GJ)	CO2 (t)
平成30年度	5,856,681	173,284	66,189	3,113
令和元年度	6,184,670	191,950	70,299	3,307
令和2年度	5,462,412	210,282	63,923	3,008
令和3年度	5,837,920	197,350	67,085	3,156
令和4年度	4,825,001	185,185	56,439	2,656

2 防火・防災計画

(1) 現状と課題

地球温暖化等の気候変動の影響による大雨や防雨を伴う台風勢力の強大化や、短時間に狭い地域で発生する線状降水帯の発生など、激甚化・頻発化する気象災害への対応が求められています。火災だけでなく、様々な自然災害を想定し、防災・減災の取組をさらに進めていく必要があります。

①調布市との協定の締結

令和3年9月に締結した「災害時における調布市の対応への協力に関する基本協定」(以下「災害時協定」という。)に基づき、市との連携の下、令和3年度から、主として風水害を想定した避難所開設訓練を実施しています。

②自衛消防訓練の実施

自衛消防訓練は、年に2回以上実施することが消防法により定められています。たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場では、年2回、火災だけでなく、地震や風水害を想定しながら、実践的な訓練を実施しています。

③調布消防署主催の自衛消防技術指導及び自衛消防スキルアップ

講習会への参加

毎年行われていた自衛消防訓練審査会から形式を変えて開催された調布消防署主催の講習会について、積極的に参加しました。

④優良防火対象物の認定

グリーンホールは、平成29年10月に、東京消防庁調布消防署から調布市内では初となる優良防火対象物に認定されて以来、令和元年度と令和4年度に更新のための審査が行われ、引き続き優良防火対象物として認定を受けています。

⑤緊急参集制度

たづくり、グリーンホール及びせんがわ劇場は、地震等の大規模災害時において、帰宅困難者の一時滞在施設とされています。また、たづくりとグリーンホールは、風水害時の一次避難所に指定されています。大規模災害時であっても、重要業務(防災対応・施設管理運営)を中断させることができないため、財団では、安否確認・一斉通報システムを活用して、職員の緊急参集制度を構築しています。このシステムは、比較的軽度な災害(例:入口前の雪かきが必要な程度の降雪時)でも、積極的に運用し、災害対応力の向上に努めています。

⑥救命救急講習(普通救命講習)の実施

心肺蘇生法やAEDの使用法、止血法など、緊急時の応急処置についての技能を習得しました。講習会は年1回開催し、東京消防庁調布消防署、公益財団法人東京防災救急協会の協力の下、財団職員に加え、施設内の関係団体や事業所スタッフも合同で受講しました。

(2) 今後の方向性

市民が安心して集う施設を目指し、過去の災害の経験を生かした減災対策の充実、災害時の対応能力の強化及び復旧体制の整備を推進します。

調布市との災害時協定に基づき、必要な体制構築を進め、女性、高齢者、障害者、乳幼児など要配慮者への対応や感染症対策を踏まえた避難所の開設・運営に向けて、実践的な訓練を実施します。

(3) 具体的取組

● 調布市をはじめとした関係機関等との連携体制の強化

調布市との災害時協定を活用した物資調達及び人員体制の連携のほか、災害対応訓練を通じた連携を推進します。また、災害時における円滑な対応を実現するため、平常時から関係機関等と協議・調整し、連携体制の強化を図ります。

● 自衛消防訓練の実施

法令に基づく全館規模での自衛消防訓練を年2回実施し、防災知識及び意識の向上を図ります。火災だけでなく、地震や風水害などの自然災害を想定し、来館者の安全確保、災害収束後の安全点検等、災害によって対応方法が異なることに留意した上で、訓練プログラムを作成し、施設内の関連団体や事業所のスタッフと合同で訓練を行います。

● 災害時における配慮が必要な方への取組の強化

自身での避難が困難な高齢者、障害者、妊産婦、外国人等の配慮が必要な方への支援の充実及び適切な避難方法の周知に取り組みます。

● 避難所等の円滑な運営に向けた対策の推進

高齢者、障害者、乳幼児など要配慮者への対応や感染症対策を適切に実施するなど、円滑な避難所運営に向けた対策を推進します。



非常用発電機



防災訓練の様子 1

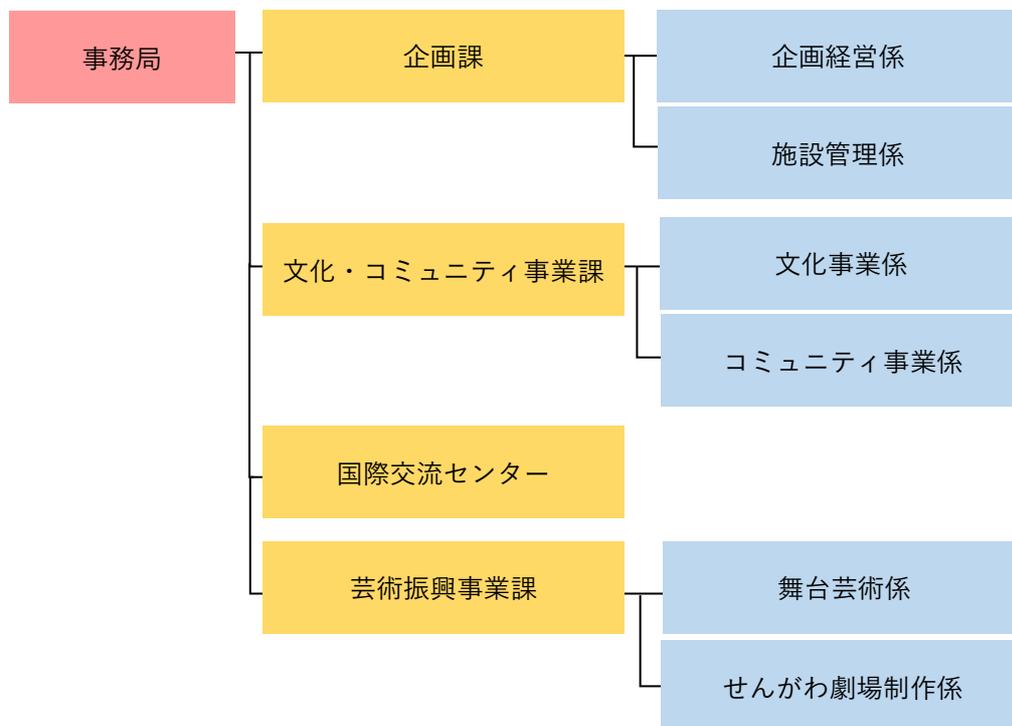


防災訓練の様子 2

第 4 部 組織運営

1 組織

(1) 組織体制



(2) 事務分掌

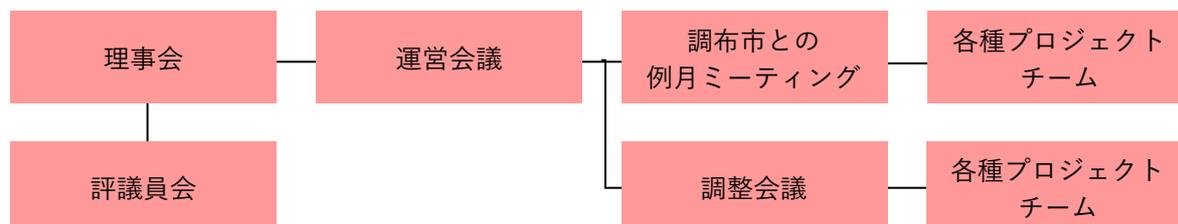
課	係	分掌事務
企画課	企画経営係	1 財団印の管理に関すること。 2 文書の收受、配布、発送及び保存に関すること。 3 事務事業の進行管理に関すること。 4 理事会及び評議員会に関すること。 5 人事給与、福利厚生及び職員研修に関すること。 6 定款、規則、規程等の制定改廃に関すること。 7 調布市との連絡調整に関すること。 8 個人情報の保護及び情報公開に関すること。 9 課内の庶務に関すること。 10 指定管理者に関すること。 11 財団の経営企画及び事業計画の立案に関すること。 12 その他財団の庶務に関すること。 13 予算、決算及び会計に関すること。 14 金銭の管理に関すること。

課	係	分掌事務
		15 契約に関すること。 16 資金調達及び基本財産の運用に関すること。 17 備品の管理に関すること。 18 その他財務に関すること。
	施設管理係	1 たづくり、グリーンホール及せんがわ劇場の施設設備の維持管理に関すること。 2 たづくりの使用承認及び料金徴収に関すること。 3 たづくりの駐車場及び駐輪場の管理に関すること。
文化・コミュニティ事業課	文化事業係	1 映像文化・メディア芸術事業の企画及び実施に関すること。 2 美術振興事業の企画及び実施に関すること。 3 生涯学習事業の企画及び実施に関すること。 4 課内の庶務に関すること。
	コミュニティ事業係	1 コミュニティ活性化事業の企画及び実施に関すること。 2 文化祭事業の企画及び実施に関すること。 3 市民団体の支援に関すること。 4 文化芸術振興事業に係る市民との連携に関すること。 5 財団の広報に関すること。 6 情報発信事業に関すること。 7 渉外活動に関すること。 8 会員サービスの企画に関すること。
国際交流センター		1 日本語学習の支援に関すること。 2 交流事業の企画及び実施に関すること。 3 外国人の生活支援に関すること。 4 多文化共生事業に関すること。 5 その他国際交流事業に関すること。 6 センター内の庶務に関すること。
芸術振興事業課	舞台芸術係	1 芸術振興事業の企画及び実施に関すること。 2 グリーンホールの日常的な施設設備の維持管理に関すること。 3 グリーンホールの使用承認及び料金徴収に関すること。 4 グリーンホールの駐車場の管理に関すること。 5 事業のチケット販売に関すること。 6 課内の庶務に関すること。
	せんがわ劇場制作係	1 芸術振興事業の企画及び実施に関すること。 2 せんがわ劇場の日常的な施設設備の維持管理に関すること。 3 せんがわ劇場の使用承認及び料金徴収に関すること。 4 事業のチケット販売に関すること。

(2) 意思決定・責任体制

職層、業務ごとに、各々の職責・役割に応じて活発に調整・検討・議論等を行い、組織全体として統一かつ効率的な組織経営と事業展開を実施します。また案件に応じ随時、調布市とも調整し、スピード感のある意思決定を図っていきます。

事業間の連携やスケールメリットを生かした全体の取組は、各課管理職と係長職で構成される調整会議で検討し、戦略的かつ効果的な事業展開を図ります。



各会議の概要

	会議名	目的	構成員	開催頻度
最高意思決定機関	理事会・評議員会	基本方針、予算・決算を決議	理事、監事、評議員	年2回
執行機関	運営会議	理事会で決定した基本方針を具現化し、日々の事業展開の中心となり、様々な課題を審議	常務理事、事務局長、課長職、課長補佐職	週1回
組織・事業運営・調整・連携機関	調布市との例月ミーティング	財団全体の事業・事務について、調布市と情報共有を図るとともに、運営会議で方針が示された課題について、具体化に向け検討	事務局長、課長職、課長補佐職	毎月
	調整会議	財団全体としての事業戦略の企画調整。効果的な事業展開、連携事業の企画立案。実施における調整	課長職、課長補佐職、係長職	毎月
	各種プロジェクトチーム	組織課題に関する情報共有、議論、解決に向けた検討	課題に応じて決定	随時

2 人材育成

(1) 目指すべき職員像

- ◆ 社会の変化に適切に対応し、質の高い文化芸術で地域に貢献する職員
(共に調布の文化芸術をつくるコーディネーター)

財団の職員は、近年目まぐるしく変化する社会の動きを踏まえ、施設利用者、事業の来場者、協賛企業、協力事業者など、すべての関係者のニーズの変化に対応しながら、管理運営する3施設を拠点として、質の高い文化芸術を創造・発信していくことが求められます。質の高い文化芸術を提供するため、職員一人一人が研修や自己啓発を通じて、総合的なアートマネジメント人材としての成長を目指します。

① 社会の変化に適切に対応 (基礎力：組織力・人材力)

- 情報通信技術の急速な発展等により多様化・複雑化する市民ニーズや地域課題に、的確かつ柔軟に対応できる人材。
- 組織の期待を理解し、主体的に能力開発に努め、周囲に良い影響を与えながら共に成長する人材。
- 社会情勢の変化に即応した改革意識を持った人材。
- 国籍、年齢、障害の有無にかかわらず、あらゆる人々が参加する共生社会の視点を持った人材。
- 指示を待つだけでなく、自ら能動的に考え主体的に業務を遂行する人材。
- 自分の意志を持ち、自らを律しながら、組織目標の目的や意義を考えて行動に移すとともに、その行動に対して、責任を持ち、粘り強く取り組む人材。

② 質の高い文化芸術で地域に貢献する職員

(専門力：アートマネジメント力)

- 文化芸術に関する専門的知識と経営管理に関するスキルを併せ持つアートマネジメント人材。
- 市民や団体と連携・協力しながら事業を展開し、文化芸術を通して地域課題の解決に貢献できる人材。
- 地域の文化資源を活用し、まちの価値を高める視点を備えた人材。
- 職員一人ひとりが、専門性や得意分野を持ち、自らの特性を最大限に発揮できる人材。

(2) 現状と課題

指定管理者制度の導入以来、公共文化施設では、コスト削減と事業の質の向上が求められ、効果的、効率的に文化芸術をマネジメントする知識・技能の習得が急務となりました。

さらに、文化芸術に関する専門的知識と、経営管理に関するスキルを併せ持つ「アートマネジメント人材」に求められる能力は、次の2点から大きく変容しています。

第1に、平成24年度の劇場法の制定は、劇場（文化施設）のあり方や役割を見つめ直す契機となり、垂直方向に深く掘り下げられました。第2に、平成29年度の文化芸術基本法の改正は、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携がうたわれ、求められる能力は水平方向に拡張されました。

アートマネジメントが対象とする領域は極めて広いことから、研修計画は、財団の基本理念や社会情勢の変化に対応していくことが大切です。

また、近年では情報通信技術の急速な発展、本格的な人口減少時代の到来、令和元年度から感染拡大した新型コロナウイルスなど、社会情勢の変化は目まぐるしく、文化芸術や地域コミュニティが抱える諸課題は、一層複雑さを増しています。先行きが不透明で将来の予測が困難な時代において、調布市との連携を図りながら、多様化・複雑化する市民ニーズや地域の課題に的確かつ柔軟に対応できる能力開発が必要です。

取組実績

■ 専門研修の実施・参加（アートマネジメント、ファンドレイジングほか）

文化庁・公益社団法人全国公立文化施設協会主催研修（毎年実施）、アーツカウンシル東京主催契約実務研修（令和4年度）、寄附・助成金を得るためのファンドレイジング研修（令和2年度～4年度）

財団主催：公立文化施設協会の支援員派遣研修（令和3年度～5年度）、公演事業の評価者研修（令和元年度）

■ 人事交流・派遣研修

財団固有職員の中核を担う職員の調布市への派遣（令和3年度～5年度）

■ 共生社会の充実にに向けた障害理解の促進

社会包摂に資する文化芸術活動の環境づくりに向けて、ダイバーシティ研修（「パラ劇場」）を（平成30年度～2年度）主催し、全職員を対象に上映会や演劇を通じた実地研修を行った。ほかにも、令和元年度から5年度までに、観劇サポート研修、ユニバーサル上映会、やさしい日本語研修、インクルーシブ・アートファシリテーター研修、共生社会実現のための人材養成講座への参加、事業における手話通訳、UDトークや集団補聴機器等の利用を促進した。



ダイバーシティ研修（「パラ劇場」）

■ 自己啓発支援制度

申請者に対し、職務遂行に必要な知識・技能習得のための助成金を支給

■ 階層別学習

組織に必要な人材スキルや経験を定義し、階層別によるeラーニングで効率的に学習した。知識習得と効果測定を実施することで研修内容の定着を向上させた。

■ 人事評価制度

人事評価制度を導入（令和4年度）するとともに、評価者及び被評価者向けの研修を定期的
に実施し、目標管理型の本制度の役割や運用スキルの定着を図り、職員の意欲向上を促進して
いる。

■ メンター制度

令和元年度から新入職員のサポート体制としてメンター制度を導入し、計画的O J Tによる
育成に取り組んでいる。

（3）今後の方向性

■ 人材育成における2つのピラミッド

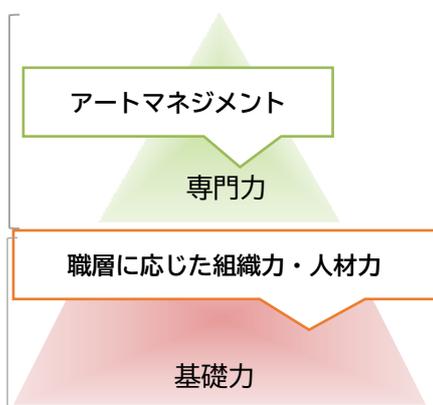
人材育成を組織経営の中核に位置づけ、引き続き総合的なアートマネジメント人材の育成に
取り組みます。

文化芸術分野の実務研修と、職層に応じた組織力・人材力を強化するための研修・取組を体系
的に実施していきます。

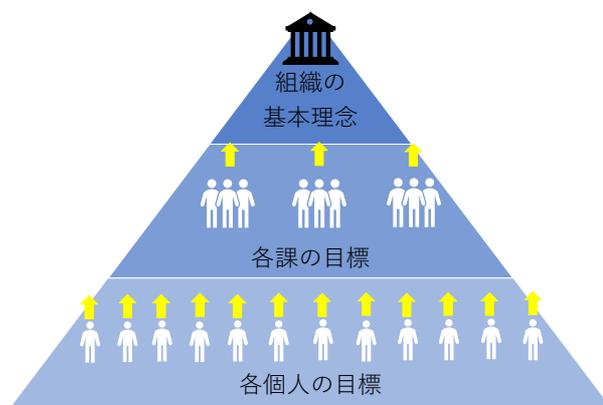
財団は、調布市の監理団体として、「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」
はもとより、市の基本計画等、基本的な施策を踏まえた事業展開をしていくことが大切です。今
後ますます、調布市の所管課と緊密に連携し、方向性を協議・調整しながら、職員の育成を推進
していきます。また、演劇・音楽など自主制作事業の企画運営ができる人材を育成します。

さらに、令和4年度から、人材育成を重視した目標管理型の人事評価制度を導入しました。職
員の意欲・やりがいを向上させ、組織を活性化することで、組織の基本理念と各施設のミッシ
ョン・ビジョンの実現につなげていきます。

アートマネジメント人材能力イメージ図



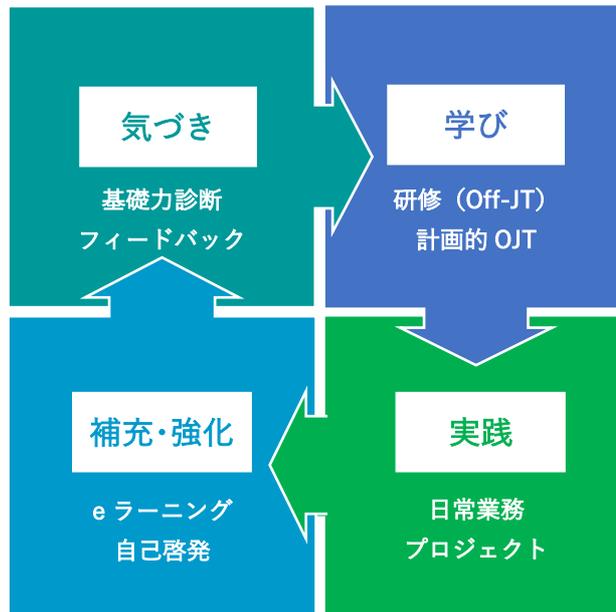
人事評価制度による人材育成組織全体の俯瞰図



(4) 具体的取組

■ 人材育成体系

「気づき」「研修」「場の提供」「アフターフォロー」を統合したトータル人材育成体系



■ 基本方針

財団職員として、各職層における職責・役割を認識し、専門性と総合性を発揮する職員を育成するため、課題解決に資する体系的な研修体系を整備・展開します。

- 令和10年度までを見据えた組織整備
- 事業の検証、成果・資源の顕在化と共有化
- 個の把握と個への対応を踏まえた能力開発

■ 研修体系

役職	職層	全体研修 全職員が習得すべきスキル(財団主催/全体)				選択研修 職員の任意で習得するスキル			選抜研修 組織として職員に習得を命じるスキル							
		組織・人材力強化		アートマネジメント力		組織・人材力強化	アートマネジメント力		組織・人材力強化	アートマネジメント力	施設管理必須					
課長	管理職	eラーニングによる選択講座	法令遵守・ハラスメント	メンタルヘルス	職員の自己形成の向上・組織論等	専門研修(アートマネジメント、共生社会の充実、ファンドレイジング)	自己啓発支援制度(スキルアップ助成)	eラーニングによる選択講座	アートマネジメントセミナー(公社)全国公立文化施設協会	専門研修(アートマネジメント、共生社会の充実、ファンドレイジング)	経営戦略・組織運営	新任館長研修	メンター制度	各研修参加(アートマネジメント、共生社会の充実、ファンドレイジング)	安全衛生管理者研修(数名/年)	防火管理技能講習等
係長	中間管理職											新任係長研修				
主任	中堅職員															
主事	若手職員											新入職員研修				
	新任職員															

... 組織・人材力強化
... アートマネジメント人材スキル
... その他、必須要件

■ 職員に求められる意識・役割・能力（人事評価制度基準表）

① すべての職員に共通して求められる意識

意識・役割・能力	内容
コスト・スピード意識	経営的な感覚で業務にあたり、常に効果的・効率的に、迅速かつ的確に進めようとする意識
法令順守（規律性）	就業規則、その他社会人・組織人としての一般的なルール、モラルを遵守する意識
改革・改善意識	企画立案や職場改善のための課題発見・課題解決等の問題意識を持ち主体的・能動的に改革・改善しようとする意識
自律性・主体性	状況に応じて自ら必要と思われる行動を取ろうとする自律的・意欲的な態度
チャレンジ精神	新たな業務や困難な業務に対しても前向きに挑戦しようとする意識
自己啓発意識	職務に必要な能力を身に付け、自らを一層成長させようとする自己啓発意識
周囲との協調行動（協調性）	職場の中での自分の役割を自覚し、周囲の職員と協力して助け合いながら職務を円滑に遂行する意識
目標・達成感の共有	職員同士でチームの目標を共有し、お互いの状況を把握しながら、チームとしての成果や達成感を共有しようとする意識
ダイバーシティ＆インクルージョン	性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、一人一人を個人として尊重し、多様性を認め合う意識

■ 人材確保・育成のための取組

専門力：アートマネジメント人材

取組 1	専門的知識・経験を持った人材の確保・育成
実施内容	①アートマネジメントの専門的学習機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ●研修への参加、専門家による研修の実施。 ●専門的な知識を持った講師の派遣。
	②人事交流・派遣研修 <ul style="list-style-type: none"> ●調布市役所への職員派遣。 ●他県及び他市の文化財団職員との交流研修。
	③共生社会の充実に向けた障害理解の促進 <ul style="list-style-type: none"> ●障害者差別解消法等の知識を深める研修等を定期的で開催。 ●字幕サービス等、観劇サポート設備の推進。 ●国際交流を視野に入れた事業の展開。
	④自主財源の確保（ファンドレイジング） <ul style="list-style-type: none"> ●専門的な知識を持った講師の派遣。 ●収支計画や予算ヒアリングの強化。
	⑤自己研鑽意欲の向上 <ul style="list-style-type: none"> ●自己啓発支援制度（スキルアップ助成）。

基礎力：職層に応じた組織力・人材力

取組 2	自律的な人材の育成
実施内容	①階層別による学習機会の確保 <ul style="list-style-type: none"> ●eラーニングによる個人学習の継続。
	②コミュニケーション能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ●効果的なコミュニケーション技法を学び、対人関係を向上させる。
	③法令遵守意識の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ●市役所に準じて法令遵守を徹底する意識を醸成する。

取組 3	有為な人材の確保
実施内容	①有為な人材確保に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●採用後のミスマッチを防止するための、募集時の個別相談会の実施。 ●効果的な採用方法の導入を検討。
	②メンター制度の推進 <ul style="list-style-type: none"> ●新規採用職員の知識・技能の早期習得のためOJT研修の実施。
	③人事評価制度の適切な運用 <ul style="list-style-type: none"> ●人事・給与制度の適切な運用の検討。 ●評価者の評価スキルの定着・向上を図る。
	④柔軟な勤務時間の活用や在宅勤務の適正運用 <ul style="list-style-type: none"> ●勤務間インターバルの活用。

5 労務管理

(1) 働く環境のマネジメント

職員一人一人が能力を十分に発揮するためには、働きやすい職場環境、活力ある組織づくりが不可欠です。

財団では、就業規則をはじめ、各種規程を整備し、適切な労務管理を行っています。また、常に法改正に関する情報を収集し、制度改正に対応しています。社会保険労務士と顧問契約を締結し、人事労務に関して専門的見地から定期的に助言を得ています。

全職員がワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができるように、これまでの価値観・意識を変革させ、自らの働き方が周囲に及ぼす影響も十分に考慮し、組織全体の時間外勤務の縮減や生産性の向上に向け、業務の内容や手法の見直しを行う必要があります。

働き方改革に対応するため、規程整備や運用見直しなど着実にまいります。また、管理部門に加え、事業部門にも労務管理に関する意識啓発・教育を実施し、組織全体で取り組んでいきます。

従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営⁵」の考え方を取り入れ、従業員の健康管理・健康づくりを推進し、働きやすい環境を整備してまいります。

(2) 職員へのフォロー体制

労働安全衛生法に基づき、健康診断やストレスチェックを実施し、予防的観点から職員のフィジカル、メンタル両面のケアを行います。また、職員が労務上の悩みやトラブルを抱えている場合の対応として、外部機関への相談窓口、産業医との面談機会などの仕組みの整備など、職場環境の改善を行い、職員が安心して働ける環境を整備してまいります。

取組 1	総労働時間の削減（時間外勤務の縮減と休暇の取得促進）
実施内容	①時間外勤務縮減に対する積極的取組 ● 時間外勤務の上限時間を超えないよう、所属職員の勤務状況の把握・管理を徹底し、業務の適正な配分や進行管理に取り組む。 ● 「ノー残業デー」の設定など、職員の意識改革や働き方改革につながる取組を推進する。
	②休暇の取得促進 ● 育児や介護、地域・社会貢献活動、自己啓発など、職員の生活面の充実を図るため、「年次有給休暇取得予定表」を活用し年間の計画を立てて取得に励むよう促す。また、夏季休暇を活用した連続休暇の取得を推奨。

⁵ 「健康経営[®]」は、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

取組 2	業務改善の推進
実施内容	<p>①業務改善研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●業務改善スキルの向上を図る研修を実施。 <p>②事務作業等の効率性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会議資料のペーパーレス化や事務作業（資料作成、ミーティング等）の効率性の向上に向けた検討。 <p>③職場や担当を越えた応援制度の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●仕事の時季的な繁忙度に応じて、課内や他課への応援ができる体制整備を促進。 <p>④柔軟な勤務時間の活用や在宅勤務の適正運用。</p>
取組 3	育児制度等の周知と利用促進・職員の意識啓発
実施内容	<p>①安心して育児休業等を取得できる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ●育児休業制度の周知を図る。特に、子の親となる職員へのサポートとして、育児休業を取得する職員には、人事担当職員から育児に関する休暇や給付制度等を説明する機会を設ける。 ●職場の状況を勘案し、代替職員を適正に配置。 ●長期間職務から離れていた職員が、復帰後の仕事と生活の両立支援制度等について職場と共有する「産休・育休後職場復帰面談」を促進することで、職員のスムーズな復帰につなげるとともに職務意欲の維持・向上を図る。
取組 4	介護やその他の事情（治療等）との両立支援
実施内容	<p>①介護制度の周知と利用促進・職員の意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護に関する制度を分かりやすく周知するとともに、仕事と介護を両立しやすい職場風土の醸成に取り組む。 <p>②治療と仕事の両立支援に向けた取組の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●がん等の疾病を抱える職員が、安心して働き続けるために、在宅勤務型テレワーク等の制度の適正運用を図る。 <p>③上司への意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ●管理職・係長職を対象に、育児や介護等に関する制度の周知や子育て支援等についての理解を促し、両立支援制度が取得しやすい職場環境づくりを進める。
取組 5	アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に捉われない 人事配置・人材育成の推進
実施内容	<p>①女性職員の活躍推進に係る意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスの推進や女性職員の活躍推進の意義等についての理解を一層深める呼びかけをし、両立支援制度が取得しやすい職場環境を構築し、男性職員の生活（家事・育児・介護）への関わりを推進。 ●性別によるキャリアに対する意識の傾向を踏まえた効果的な育成方法やコミュニケーション手法を学ぶ研修を実施し、育成マネジメント力の向上を図る。 ●女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）による「えるぼし認定」の最上位を取得したことを踏まえ、「一般事業主行動計画」を活用しながら、職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境整備を推進する。

取組 6	ハラスメントのない職場環境づくり
実施内容	<p>①ハラスメント相談体制の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ハラスメント苦情相談窓口と外部のハラスメント苦情相談窓口の設置を継続。 <p>②ハラスメント防止に関する研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●様々なハラスメントに対する職員の意識啓発を図る。
取組 7	健康管理施策の推進（メンタルヘルス対策の充実）
実施内容	<p>①ストレスチェックの実施・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自らのストレス状況について気づきを促し、メンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、ストレスの度合いの高い職員を早期に発見し、医師（産業医）による面接指導につなげることで、メンタル不調を未然に防止する。 <p>②産業医による健康面談の定期的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●産業医による定期的な面談を通して、職員が健康に働き続けられるよう支援。 <p>③安全衛生委員会の活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労働安全衛生管理規程に基づき、職員の安全と健康を確保するため、委員による職場巡視や研修等の活動を通じて、職場環境の向上を図る。
取組 8	障害のある職員の活躍を推進する体制整備
実施内容	<p>①障害のある職員の活躍に向けた人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある職員が所属する部署を中心に、厚生労働省や東京労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」、「障害者雇用促進セミナー」等の受講案内を行い、参加を促す。 ●障害のある職員が所属する部署の管理職及び係長職は、講座等の積極的な受講に努めるとともに、本人のプライバシーに配慮しながら、各所属において面談その他適切な方法を通じて配慮事項を把握し、必要な措置を講じる。 ●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）等の研修を実施し、様々な障害に対する職員の理解を深める。

6 コンプライアンス

(1) コンプライアンスの確保

職員が遵守すべき基本的な事項は、職員就業規則に定めています。さらに、服務規律の確保について、必要に応じて注意喚起するとともに、職場研修などを通じて、法令遵守及び規律の確保に努めています。

事業の実施においても、法令遵守の徹底を図るため、各種研修会へ参加するなど関係法令を習得し、その理解を深めています。特に音楽著作権については、一般社団法人日本音楽著作権協会に演奏利用の申込をし、適正に報告を行っています。

(2) 個人情報保護

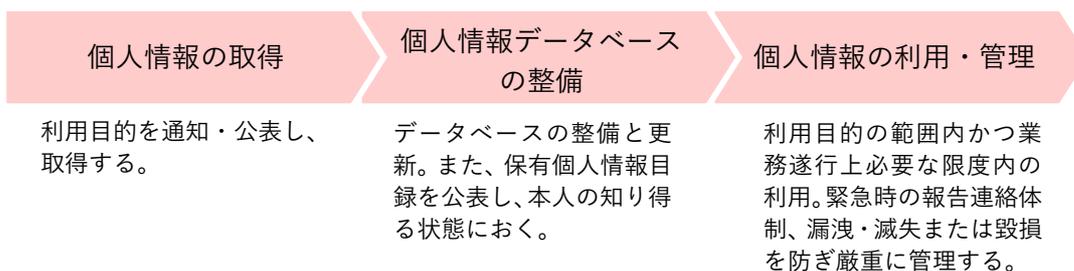
財団は、施設の利用者や事業の参加者などの個人情報を適切に保護することは重要な責務であると自覚し、改正個人情報の保護に関する法律、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団における個人情報の適正な取扱いに関する規程等に基づき、市の監理団体及び指定管理者として、個人情報を適切に管理します。

また、財団ホームページに規程を公開し、周知を図るとともに、職員に対しては、定期的な研修等の実施により、適切な教育を行います。

個人情報の適正な取扱いに関する規程

- 1 基本方針
- 2 個人データの安全管理措置
- 3 保有個人データの開示等請求に係る手続等

①個人情報取扱いのフロー



②情報セキュリティ対策

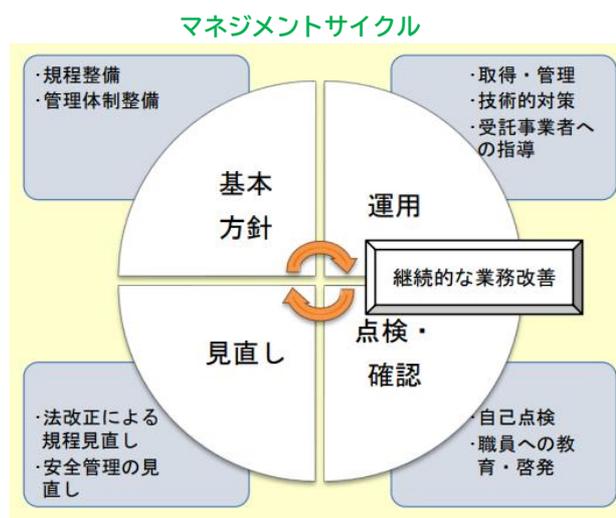
情報資産を機密性のレベルに応じて適切に管理し、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置の各種対策を講じています。また、情報資産への侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時の対応体制の整備を図ります。

③マネジメントサイクルの構築

随時、点検・確認を行い、個人情報管理のあり方を見直し、継続的な業務改善を行うマネジメントサイクルを構築します。

④職員への教育

個人情報保護や情報セキュリティに関し、職員全体の意識向上と、漏洩事故を未然に防ぐことを目的とし、様々な事例について、職員研修を実施します。また、守秘義務は、就業規則上の義務であることを併せて周知徹底します。



(3) 情報公開への対応

公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の管理業務に関する情報公開規程に基づき、個人情報を除いて、積極的な情報公開を実施します。また、施設の利用方法（変更の告知等）については、パンフレット、受付窓口での説明、ホームページなどで、わかりやすく丁寧に広報を実施します。そのほか、定期的実施している施設の利用者懇談会で寄せられた意見と、それに対する財団の見解を広報紙やホームページで公開しています。

(4) 環境への取組

財団は、省エネ法や東京都環境確保条例に基づき、積極的に省エネルギー化と特定温室効果ガス削減に取り組んできました。今後も引き続き、すべての業務において環境負荷の低減に努めます。

(5) 暴力団排除への取組

調布市暴力団排除条例（以下「暴排条例」という。）に基づき、暴力団排除活動において積極的な役割を果たすよう努めるとともに、調布市及び警察署などが実施する暴力団排除活動に関する施策に協力します。暴力団から不当な要求があった場合は、これを拒否するとともに、業務の円滑かつ適正な執行を確保します。また、施設の使用の目的または内容が暴力団の活動を助長しまたは暴力団の運営に資することとなるものと認めるときは、暴排条例に基づき施設使用を制限します。

7 収支計画・自主財源拡充の取組

(1) 現状と課題

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化と急激な物価高騰による収支への影響に対して、適切な執行管理と事務経費の縮減、自主財源の拡充に努めてきました。

寄附金、協賛金、公募助成金等の獲得については、外部の専門家をアドバイザーとして招聘し、国の文化政策の動向や公立文化施設におけるファンドレイジングの考え方、文化庁の公募助成金獲得に向けた申請のポイントなどに関する研修を実施し、成果に結びつけました。公募助成金の獲得においては、助成金の事業スキームを分析・研究し、事業内容に反映させるなど工夫を重ねた結果、助成金の獲得件数及び金額の増加を達成することができました。

令和4年度から、寄附金をインターネットで申込みできるECサイトを作成し、寄附金獲得の向上に結びつけています。

財団の予算編成時には、各事業課が実施した事業評価に基づき、組織全体で課題を共有した上で、改善点を検討し、次年度の予算に反映させるよう、PDCAサイクルを実践しています。

令和7年度は、当財団設立30周年にあたります。特定費用準備資金として、周年事業を実施するための準備資金を積立っています。

寄附金

		元年度	2年度	3年度	4年度
寄附金	金額(円)	2,233,369	1,027,447	661,621	1,332,943

主な寄附者：事業参加者、市内法人、個人

助成金

		元年度	2年度	3年度	4年度
助成金	件数	6	12	12	16
	金額(円)	13,130,000	11,461,441	16,816,332	21,674,999

主な獲得先：文化庁 ARTS for the future! (調布国際音楽祭)

独立行政法人日本芸術文化振興会(せんがわ劇場、調布国際音楽祭、映画のまち調布 シネマフェスティバル)
東京労働局「両立支援等助成金」

協賛金

		元年度	2年度	3年度	4年度
協賛金	金額(円)	1,671,025	0	230,000	2,560,000

主な獲得事業：調布よさこい、調布国際音楽祭、シネマフェスティバル、たづくり公演、グリーンホール公演

(2) 今後の方向性

今後5年間に於いて、公益法人、指定管理者としての社会的責任を果たし、事業や施設管理運営など、質の高い公共サービスを市民に提供していくためには、安定的な財務運営の裏づけが必要です。

財団の事業の大半は公益目的事業であることから、今後も引き続き、指定管理料と補助金をその主要な財源としながらも、収益事業や企業協賛金、公募助成金の獲得などにより、自主財源の拡充に努めていきます。

調布市文化・コミュニティ振興財団 収支計画（令和6～10年度）

（単位：千円）

中科目	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)
基本財産利息収入	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925	5,925
特定資産利息収入	110	110	110	110	110	110
事業収入	156,336	153,827	154,027	154,027	154,027	155,127
文化・コミュニティ事業収入	9,812	8,275	8,375	8,375	8,375	8,475
芸術振興事業収入	53,436	49,582	49,682	49,682	49,682	50,682
国際交流事業収入		730	730	730	730	730
受託事業収入	83,665	84,555	84,555	84,555	84,555	84,555
友の会会費収入	700	700	700	700	700	700
国際交流会費収入	0	980	980	980	980	980
諸収入	8,723	9,005	9,005	9,005	9,005	9,005
利用料金収入	129,236	129,236	129,236	129,236	129,236	129,236
たづくり利用料金収入	76,200	76,200	76,200	76,200	76,200	76,200
グリーンホール利用料金収入	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000
せんがわ劇場利用料金収入	8,036	8,036	8,036	8,036	8,036	8,036
市指定管理料等収入	706,237	750,865	750,665	750,465	750,265	750,065
たづくり指定管理料収入	506,624	536,158	536,058	535,958	535,858	535,758
グリーンホール指定管理料収入	142,797	152,061	151,961	151,861	151,761	151,661
せんがわ劇場指定管理料収入	56,816	62,646	62,646	62,646	62,646	62,646
市補助金収入(人件費除く)	110,785	115,688	115,188	114,688	114,188	113,688
助成金支援金収入	13,313	20,701	20,701	20,701	20,701	20,701
寄附金収入	574	936	1,036	1,036	1,036	1,036
投資活動収入	46	255	7,055	2,555	2,055	6,655
収入合計	1,122,562	1,177,543	1,183,943	1,178,743	1,177,543	1,182,543
事業費支出(人件費除く)	1,078,673	1,137,799	1,144,199	1,138,999	1,137,799	1,142,799
文化コミュニティ事業費支出	94,519	98,735	101,735	101,735	101,735	101,735
芸術振興事業費支出	92,793	96,998	100,998	98,198	98,198	98,198
国際交流事業費支出	0	7,826	7,826	7,826	7,826	7,826
たづくり施設管理運営事業費支出	652,086	681,972	681,772	680,972	680,572	681,572
グリーンホール施設管理運営事業費支出	184,573	192,218	192,018	191,218	190,818	191,818
せんがわ劇場施設管理事業費支出	54,702	60,050	59,850	59,050	58,650	61,650
管理費支出(人件費除く)	43,889	39,744	39,744	39,744	39,744	39,744
支出合計	1,122,562	1,177,543	1,183,943	1,178,743	1,177,543	1,182,543

たづくり30周年

せんがわ劇場20周年

※令和4年度収支決算額を基に積算

(3) 具体的取組

- 施設利用料金収入の着実な確保

コロナ禍で減少した施設利用料金収入の回復が見込まれる中、今後も利用者の声を反映した施設づくりに取り組み、施設利用を一件でも上積みし、利用料金収入を着実に確保します。また、物価高騰等の影響により、ランニングコストの増加が想定されるため、引き続き、経費縮減に取り組みます。

- P D C A サイクルによる予算編成

各事業課は、独立行政法人日本芸術文化振興会が採用する事業評価の様式（妥当性・有効性・効率性・創造性・持続性の基準）を用いて、前年度の事業評価を実施し、組織全体で課題を共有した上で、改善策を検討し、次年度の事業計画と予算に反映させます。

- 寄附金の獲得

近年、文化芸術活動に対する寄附の認知度が増しています。今後は、寄附のしやすさ、動機づけに工夫を凝らし、インターネットを活用し、幅広い選択肢を用意します。

- 助成金の獲得

文化庁、一般財団法人地域創造、日本芸術文化振興基金などの公募助成金を積極的に獲得します。助成金に関する情報収集を日常的に行い、財団内で共有し、自主財源の拡充に努めます。

公益財団法人 調布市文化・コミュニティ振興財団
Foundation for the promotion of Chofu city's culture and community

